

葦崎市景観計画

平成25年10月策定

平成27年10月変更

葦崎市建設課

I 序編

1. 景観計画策定の目的・位置づけ等

(1) 景観計画策定の目的	1
(2) 景観計画の位置づけ	1
(3) 景観法・景観計画の概要	2
(4) 景観計画の見直し	3

2. 上位関連計画、各種法規制の整理

(1) 山梨県における景観施策の方向	4
(2) 韮崎市の上位関連計画	7
(3) 各種法規制	15

3. 市民意識及びニーズの把握

(1) 韮崎市のまちづくりに関するアンケート調査	19
(2) 韮崎市市民意向調査	21
(3) アンケート調査にみる景観形成への市民意向(総括)	24

4. 韮崎市の概況と景観資源の整理

(1) 韮崎市の概況	25
(2) 景観資源の整理	32

5. 良好な景観の形成に向けた課題

(1) 景観特性を踏まえた課題	45
(2) 景観阻害要因の改善に向けた課題	46
(3) 景観形成の推進に向けた課題	46

II 計画編

1. 景観計画区域	47
2. 良好な景観の形成に関する方針	
(1) 景観の将来像	48
(2) 基本理念	49
(3) 基本目標	50
(4) 景観の構造	52
(5) ゾーン別景観形成方針	55
3. 行為の制限に関する事項	
(1) 景観法等に基づく行為の制限について	58
(2) 届出対象行為	59
(3) 特定届出対象行為	63
(4) 良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)	64
4. 景観重要建造物及び樹木の指定の方針	
(1) 景観重要建造物の指定の方針	71
(2) 景観重要樹木の指定の方針	71
(3) 指定に係る手続き	71
5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	
(1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項	72
(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を 掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	72
6. 景観重要公共施設等の整備に関する事項	
(1) 景観重要公共施設の指定	73
(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針(案)	74
(3) 景観重要公共施設の許可の基準(案)	75
7. 良好な景観づくりを推進するために	
(1) 良好な景観づくり推進の考え方	76
(2) 協働による景観形成の展開イメージ	77
(3) 目指すべき景観形成推進体制の構築	80
(4) 「地域独自のルールづくりへの展開」に向けた取り組み	81
(5) 市民等の主体的な取り組みへの支援	82
■ 資料編	84

Ⅰ 序 編

1. 景観計画策定の目的・位置づけ等

(1) 景観計画策定の目的

本市は、西に南アルプス、北に八ヶ岳、東に茅ヶ岳の山々に囲まれる緑豊かな環境にあって、釜無川、塩川の浸食によって形成された七里岩台地、穂坂台地や釜無川右岸の小扇状地などで構成される独特の地形を有しており、これらが個性ある自然景観をつくり出しています。また、甲斐武田氏に代表される歴史・文化が本市固有の風土をつくり文化を育んできました。

「韮崎市景観計画」は、本市固有の自然や歴史・文化を後世に受け継ぐにふさわしい質の高いまちづくりと、韮崎市らしい心地良さを感じるまちづくりの実現を図るべく、本市にとって望ましい景観形成を進めるための施策の指針として策定するものです。

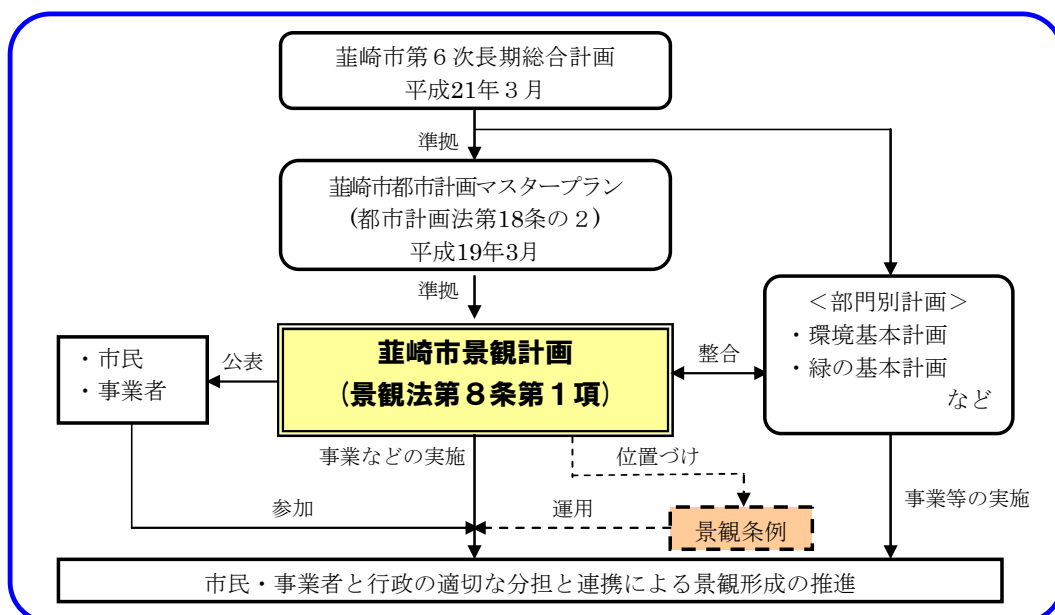
(2) 景観計画の位置づけ

景観計画は、上位・関連計画である「韮崎市第6次長期総合計画」及び「韮崎市都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、景観の特性や課題を明らかにし、良好な景観の実現に向けた考え方やその方向を定めるとともに、実現のための方策及び手段を明らかにする「景観部門のマスタープラン」として、市民の意見を反映させながら創意工夫のもと策定しました。

景観計画は、本市の良好な景観づくりを進めるための景観的な配慮を、市の他の行政分野が進める施策・事業や、市民・事業者が行う土地利用や建築行為などに求めるものとなっています。しかしながら、道路の安全性や河川の治水安全性など、それぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準は、これら機能を備えた上で、建築物や構造物などの個や群が創り出す空間の質の向上を求めるものです。

このことから、今後の景観づくりに向けては、景観計画に基づき、他の部門別計画との整合や事業などとの調整のもと取り組みを進めることとなります。

図 景観計画の位置づけ



(3) 景観法・景観計画の概要

① 景観法の概要

【制定の背景】

景観法は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」及び「観光立国行動計画」が発表され、これまでの、例えば道路といった都市基盤施設の整備などの「量的な充足」から、道路空間の快適性や美しさ、適切な維持管理などの「質の確保」を重視した都市づくり・地域づくりを進める観点への転換を目指し、地域の特性に応じた景観づくりを進めるための法律として、平成16年6月に成立・公布されたものです。

【美しい国づくり政策大綱】の制定

- ・「量的充足を追求するあまり、質の面でおろそかな部分がなかったか？」との反省のもとで、「国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることにした。」と明記しています。

【観光立国行動計画】の策定

- ・観光を「経済に刺激を与え、教育を充実し、国民の国際性を高めるものであり、まさに国の将来、地域の未来を切り拓く有力な手段」と位置づけています。
- ・人々がその地に住むことに誇りをもち、幸せを感じるとともに、外国人が訪れてみたいと思う、日本や各地域の魅力を維持、向上、創造するための施策として「良好な景観形成」の推進を位置づけています。

【景観法の構成】

平成17年6月に施行された「景観法」は、次の7章から構成されています。景観計画は、「第2章 景観計画及びこれに基づく措置」の規定に基づき策定するものです。

第1章 総則

目的／基本理念／責務／定義

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

- ① 景観計画の策定等
- ② 行為の規制等
- ③ 景観重要建造物等(景観重要建造物／景観重要樹木)
- ④ 景観重要公共施設の整備等
- ⑤ 景観農業振興地域整備計画等
- ⑥ 自然公園法の特例

第3章 景観地区等

- ① 景観地区
- ② 準景観地区
- ③ 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

第4章 景観協定

第5章 景観整備機構

第6章 雑則

第7章 罰則

②景観計画の概要

景観計画には、景観行政団体(地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県及び都道府県が同意した市町村等)が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画で、次の事項を定めることになっています。

- ①景観計画の区域
- ②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
- ④その他良好な景観の形成に必要な事項(屋外広告物に関するルールなど)

また、景観計画は次のような特徴を持っています。

○本市のあるべき景観の姿を明らかにするもの

- ・「良好な景観の形成に関する方針」を定め、「本市のあるべき景観の姿」を明示する役割を担っている。
- ・これにより、市民・事業者・行政などの主体相互で景観づくりの方向性を共有することが可能となる。

○地域の特徴に応じて、必要なルールを定めるもの

- ・「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」として一定のルールを定め、緩やかに良好な景観を誘導することが可能となる。

(4) 景観計画の見直し

本市の良好な景観を将来にわたって守り活かすため、景観づくりは長い時間をかけて実施する必要があり、本市の景観づくりにおける基本的な方針となる本計画は、取り組みの進み具合や新たな課題への対処、市民・行政などの景観に対する意識の高まりなどに対応し、この景観計画自体が発展成長するよう、常に見直しを行わなければなりません。

このため、景観づくりへの新たな課題が生じた場合などにおいては、韮崎市長期総合計画や韮崎市都市計画マスタープラン等の上位計画と整合性を図りながら、実情に即した計画の変更を随時行うものとしします。

2. 上位関連計画、各種法規制の整理

(1) 山梨県における景観施策の方向

①美しい県土づくりガイドライン（平成21年3月）

山梨県では、景観の現状と課題を踏まえ、県土全体の景観づくりの方針と施策の展開方策を示すものとして、「美しい県土づくりガイドライン」を策定しています。

同ガイドラインにおいては、本市に関わる景観形成の方向性を次のように位置づけています。

【景観形成の基本理念】

○かけがえのない景観を保全・継承する

- ・山梨を象徴する山水や農の景、旧街道の景観など、かけがえのない自然景観や歴史・文化的景観の保全、後世への継承

○快適で魅力ある景観を創造する

- ・街や道の景など、山梨の暮らしや交流の舞台となる快適で魅力ある景観の創造

○郷土の美しい景観を見つめる感性を育む

- ・県民をはじめ地域の NPO や企業、市町村等、郷土の美しい景観を見つめる主体の感性の育成

【景観形成の基本方針】

1. 歴史の風景を活かし、やまなしの文化を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史の面影を残す旧街道等の景観を保全していく。 ・歴史の重みを感じる街並みの形成を図る。 ・山梨ならではの歴史的景観資源を後世に伝え広める。
2. 盆地地形を里の景色として大切にす	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地の果樹園や丘から見おろす、変わらない風景を守っていく。 ・河川の広がりや自然環境を活かし、水とみどりの里をつくる。 ・果樹農業の継続や河川の愛護活動などの輪を広げていく。
3. 大自然のパノラマを活かし、もてなしの場をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山、南アルプス、ハケ岳などの雄大な山並みの風景を活かす。 ・観光“やまなし”をアピールするために最良のもてなしの場をつくる。 ・国立公園など良好な自然環境を地域自らの力で守り育てる。
4. 譲り合うところで、暮らしやすいまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みや里山、社寺などの日常の暮らしを包み込む景観を守り育てる。 ・美しい街並み景観はお互いの建築物や工作物を共通する色、形態、素材を揃えることに配慮する。 ・地域の合意によるルールをつくり、みんなで守っていく。
5. 生活や風土に根ざした身近な景観を誇りにする	<ul style="list-style-type: none"> ・やまなしの特徴ある農山村の景観を守り育てる。 ・四季を感じる農や森林の風景など、生業の景観を守る。 ・適切な維持管理の手を加えながら育てていく。
6. 住む人自らが景観づくりの主役となる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性を活かした協働の景観まちづくりを進めていく。 ・県民が自発的に景観形成に関わる環境を整える。

I 序 編

②山梨県景観条例（平成2年10月20日公布）

山梨らしい個性ある豊かな景観を守り育て緑豊かなうるおいのある快適な環境を創造するため、平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定しています。

第一章	総則(第一条—第六条)
第二章	景観形成基本方針等(第七条・第八条)
第三章	景観形成地域(第九条—第十四条)
第四章	大規模行為に関する景観形成(第十五条—第十八条)
第五章	公共事業の実施等に関する景観形成(第十九条)
第六章	景観形成住民協定(第二十条)
第七章	雑則(第二十一条・第二十二条)
第八章	罰則(第二十三条・第二十四条)
	附則

【景観条例に定める主な制度】

○景観形成地域

県土の景観形成上重要な地域を知事が指定するもので、景観形成基本計画を定めるとともに、届出を義務づけ、景観形成基準への適合を審査し、支障がある場合等においては、必要な措置を講ずるように指導または助言を行うこととしています。

現在、県内の景観形成地域は、指定されていません。

○大規模行為届出制度

良好な景観への影響に鑑み、景観形成地域以外の県全域を対象に、大規模な行為に届出を義務づけ、景観形成基準への適合を審査し、支障がある場合等においては、必要な措置を講ずるように指導または助言を行うこととしています。

<大規模行為(届出対象行為)>

- ・商業地域において、高さ31mまたは建築面積2,000㎡を超える建築物
- ・商業地域を除く用途地域において、高さ20mまたは建築面積1,500㎡を超える建築物
- ・上記以外の地域において、高さ15mまたは建築面積1,000㎡を超える建築物
- ・煙突等で高さ15mを超える工作物など

<大規模行為景観形成基準>

- ・位置、外観(形態意匠、色彩、材料)、緑化、その他事項について、定性的(抽象的)な基準を設定している。

※高さに関わる基準例)優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さ配慮すること

○公共事業等景観形成指針

公共施設等の景観形成上の重要性に鑑み、「公共事業等景観形成指針」を定め、機能性や効率性に加えて良好な景観づくりを率先することで、景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組みを行っています。

(2) 蕪崎市の上位関連計画

① 第6次長期総合計画（平成21年3月）

【将来都市像】

夢と感動のテーマシティにらさき

【景観形成施策】

■美しい景観の創造

<基本方針>

- ・景観行政団体として、独自の景観の創出・保全に取り組むとともに、景観について市民意識の向上のための周知・啓発を進めます。

<主な取り組み>

○良好な景観の創出と保全

- ・市民の意見を取り入れながら景観計画を策定し、美しい景観の保全と新たな景観づくりの指針とします。

○景観に配慮したまちづくり

- ・市民や企業と協働して景観の創出と保全を取り入れたまちづくりを考え、実践します。

○環境美化の推進

- ・アダプトプログラム等の活用により、市民参加の公園等の景観保全を推進します。

<協働のモデル>

○市民の景観づくりへの参加

- ・景観計画策定において、多くの市民参加を募ります。
- ・景観保全活動を市民が主体的に行うことで地域力の向上を図ります。

○企業、商店等の自主規制

- ・企業や商店等がまちのイメージの一部であることを自覚し、調和のとれた看板等を掲げるよう指導します。

○都市計画マスタープランの活用

- ・アンケート調査結果、景観づくりや本市の魅力についての内容を活用します。

○蕪崎百選の活用

- ・蕪崎百選に登録されたビューポイント等を活用します。

【景観形成に関連する施策】

■自然環境の保全

<基本方針>

- ・蕪崎市の恵まれた自然環境を見つめなおし、田園景観など地域の特性と調和したまちづくりを推進します。

<主な取り組み>

- ・自然保護地域の管理／・水質の保全／・環境学習の推進／・自然保護活動の推進

■地域性を重視した市街地の整備

<基本方針>

- ・ 韮崎駅を中心とした中心市街地と主要幹線道路沿いに形成された各地区の市街地は、都市拠点や地域の拠点として、それぞれの特性を生かしたまちづくりを検討し、多様な都市機能の適正な集積・誘導に努めます。

<主な取り組み>

- ・ コンパクトシティの推進／・都市計画区域の整備／・都市計画道路整備の推進／
- ・ 低・未利用地の活用／・都市機能の整備

■計画的な土地利用

<基本方針>

- ・ 都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用の誘導を推進するとともに、土地利用の状況を把握し今後の土地利用方針に役立てます。

<主な取り組み>

- ・ 計画的な土地利用の誘導／・新産業誘致に向けた創造的な土地利用／・秩序ある土地利用の推進

■農林業生産基盤の整備

<基本方針>

- ・ 優良農地の保全と農業の生産性を高めるための基盤整備や機械化を推進するとともに、適切な森林整備に努めます。

<主な取り組み>

- ・ 優良農地の維持・確保／・森林整備の推進

■商業の振興

<基本方針>

- ・ 韮崎市まちなか活性化計画に基づき、「中心市街地の再生」「新たなイメージづくり」を推進し、商業の振興につなげます。

<主な取り組み>

- ・ 商業地の整備促進及び集積化／・中心市街地の活性化

■工業の振興

<基本方針>

- ・ 工業の振興のため、交通条件を活かした先端企業の誘致や円滑な事業所活動の促進と支援を図ります。

<主な取り組み>

- ・ 企業誘致の促進／・上ノ山・穂坂地区農工団地造成事業

■魅力ある観光施策の充実

<基本方針>

- ・ 山岳をはじめとした豊かな自然環境の魅力や武田氏ゆかりの歴史・文化資源を最大限に活用できる施策を充実するとともに、エコツーリズム等、新たな観光の創出に努め、近隣自治体との連携による広域観光ルートの形成を図ります。

<主な取り組み>

- ・官民協働による観光宣伝とふるさとを語り継ぐ組織づくりの整備
- ・新たなイベントの創設や魅力ある観光ルートの策定
- ・新たな観光資源の発掘と観光モデル事業の創出

■地域文化の創造・継承

<基本方針>

- ・地域に残る文化遺産の保存・保護の推進、それらに触れる機会と場の充実、さらに学校との連携により、次代を担う子どもたちが地域文化に親しみ、すべての市民がふるさとに誇りを持つことができるよう、韮崎市の文化を継承していきます。

<主な取り組み>

- ・武田の里の形成促進／・伝統文化の継承・地域遺産の保護

②都市計画マスタープラン（平成19年3月）

【基本方針】

元気で活力ある都市 にらさき

【都市づくりの目標】

<p>①暮らしと活力が共生するバランスの取れた都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の特性（ポテンシャル）や市街地の歴史的変遷を踏まえて、土地を有効に活用するとともに適切な土地利用の規制・誘導を図り、住宅と農業・商業・工業など、生活（暮らし）と産業（活力）のバランスの取れた都市づくりを進めます。
<p>②多彩な産業の発展や快適な暮らしを支える都市基盤の整った都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多彩な産業の発展や広域的な交流を支える道路網の整備をはじめ、快適な暮らしを支える身近な道路や下水道、人々の憩い、交流、スポーツの場となる身近な公園の整備などを進め、都市基盤の整った都市づくりを進めます。
<p>③「武田の里」の歴史や文化、七里岩などの地域資源を活かし、多様な魅力を発信する都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・武田家発祥の地としての「武田八幡宮」や「新府城跡」などの貴重な歴史・文化的資源をはじめ、水資源や変化に富んだ自然環境を守り活かして、多様な交流を生み出す都市づくりを進めます。 ・また、自然環境との調和に配慮し、人の多く集まる場所の新たな魅力づくりを進め、様々な魅力を発信する美しい都市づくりを進めます。
<p>④美しい自然と共存し、生涯に渡り誰もが安全に安心して暮らせる都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変化に富んだ地形が引き起こす自然災害や都市災害などに対応できる防災性の高い都市づくりを進めるとともに、公共交通の利便性の向上やバリアフリー化などを進め、少子高齢社会において、誰もが安全で安心して暮らしつづけられる都市づくりを進めます。 ・また、排気ガスの削減や水環境の改善等により人々の生活環境を守るとともに、持続可能な都市づくりを進めます。
<p>⑤市民と行政の協働によるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目指す都市の姿の実現に向け、市民、行政がそれぞれの役割分担のもと、協力、協調しながらまちづくりを進めます。

【地域資源の保全・活用（歴史・文化、景観、環境）に関わる方針】

■貴重な歴史・文化資源の保全と固有の資源を活かした景観形成

<貴重な歴史・文化資源等の活用>

- ・国の重要文化財である武田八幡宮本殿や願成寺の木造阿弥陀如来及び両脇侍像他、国指定の史跡である新府城跡、白山城跡、将棋頭等の貴重な歴史文化資源としての活用
- ・武田八幡宮の隣接する歴史景観保全地区に指定されている白山城跡などと一体となった環境整備
- ・武田八幡宮の参道及び沿道地域における、歴史的な趣を感じる景観形成と、武田氏に関連する史跡等の連携強化
- ・新府城跡周辺の整備計画と連携した景観整備による「武田の里」に相応しい景観形成
- ・「武田の里」プロジェクトと併せた、市民等の参加による新たな歴史・文化資源の掘り起こしによる保全及び活用
- ・武田八幡宮一帯及び新府城跡一帯における、景観計画区域の指定を視野に入れた「武田の里」に相応しい景観形成
- ・森林涵養機能の保全等による水量や水質の積極的な保全と、新たな観光資源等としての活用検討

<シンボリックな景観の形成>

- ・平和観音周辺の環境整備による、市のシンボリックな景観形成
- ・本市の地形を特徴づけ、市街地の後背緑地でもある七里岩における、公共整備の景観への配慮要請など、魅力的な景観の積極的な保全
- ・韮崎駅周辺における、都市的な魅力と周囲に広がる茅ヶ岳、八ヶ岳、鳳凰三山、富士山といった美しい景観とが融和する本市の玄関口に相応しい景観の検討

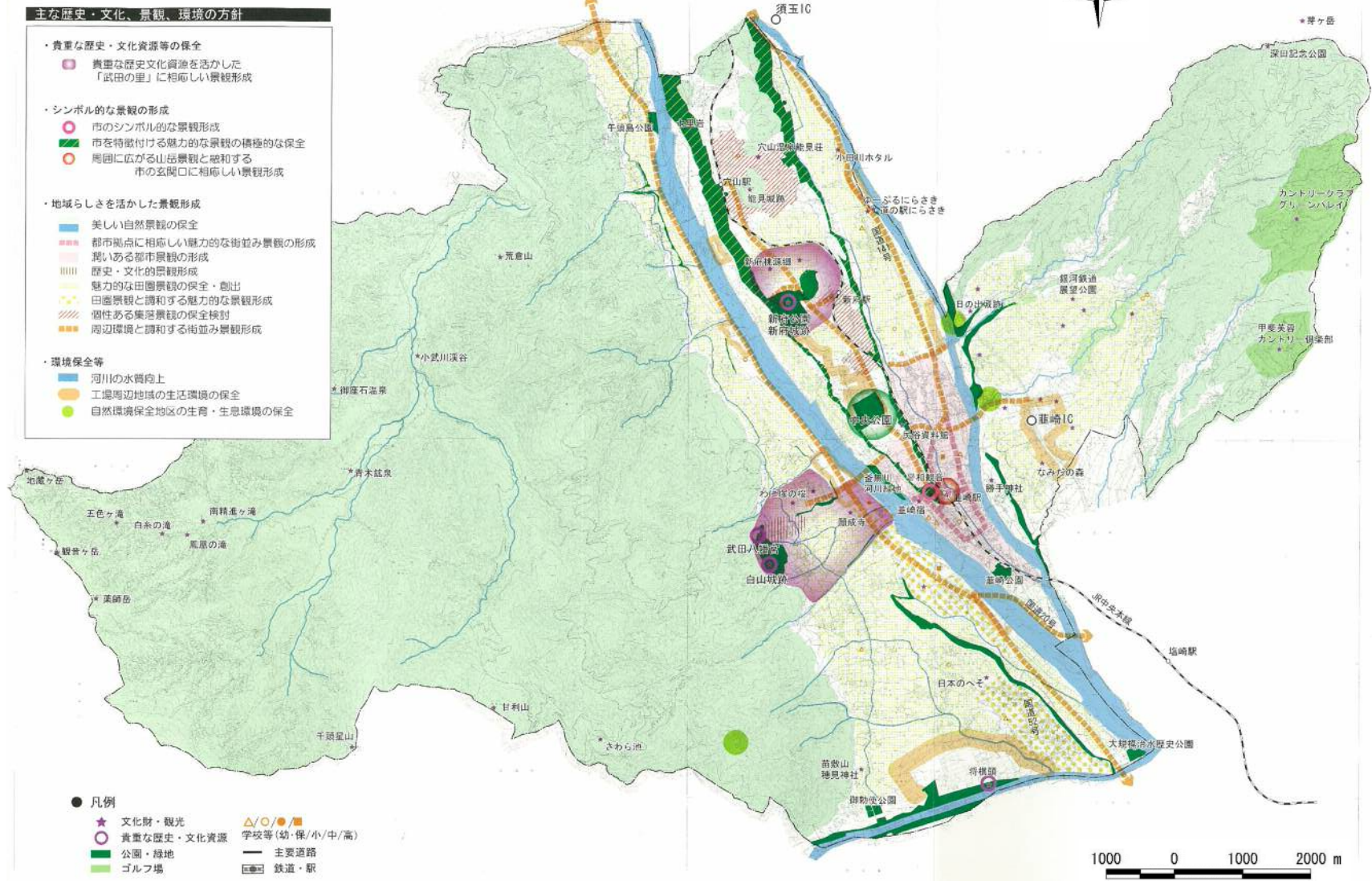
<地域らしさを活かした景観形成>

- ・山岳や丘陵、河川などの美しい自然環境の、市民に安堵と潤いを与える景観としての保全
- ・都市拠点内における、建築物の景観誘導や電線類の地中化や歩道の整備、道標の統一等、魅力的な街並み景観の形成
- ・古くからの集落地における個性ある景観の把握と保全の検討
- ・周辺の田園環境と調和した新住宅市街地の良好な景観形成
- ・主要道路の沿道における周辺環境と調和した街並み景観の形成
- ・景観計画の策定を視野に入れた、景観資源の洗い出しや市民と行政の協働による景観資源の保全・形成方策等の検討

<生活環境の保全と自然環境の保全>

- ・水質保全に対する市民意識の向上に向けた取り組みの推進
- ・工場の敷地内緑化などによる、騒音・振動等の緩和と周辺地域の生活環境の保全
- ・鳥獣被害に対する適正な対策の実施による、営農環境や生活環境の保全
- ・自然環境保全地区に指定されている樹林地及びその周辺における生育・生息環境の保全

図 歴史・文化方針図



I 序 編

③緑の基本計画（平成14年8月）

【緑の将来像】

緑あふれる武田の里

【計画の基本方針】

- ①明確な土地利用方針による農地、樹林地の保全
- ②韮崎市の骨格を形成する河川や河岸段丘、山辺などの緑の保全
- ③歴史的資源及びその周辺緑地の保全と整備
- ④市街地における住区系公園と郊外各地域の拠点となる公園の整備
- ⑤公共施設の緑化による緑の拠点づくり
- ⑥民間施設や住宅の緑化による緑の街づくり
- ⑦市民参加による緑化運動と普及啓発活動

【緑地の配置方針】

- 骨格的緑地の配置
 - ・釜無川及び塩川の河岸段丘及び七里岩台地の樹林地の保全
 - ・釜無川、塩川、御勅使川、甘利沢等の河川及び水辺地の緑地整備
- 拠点緑地の配置
 - ・韮崎中央公園の公園緑地の核としての拡充整備
 - ・韮崎駅周辺整備に合わせた駅前公園の整備
 - ・緑化重点地区内の拠点となる公園、緑地の整備
 - ・新府公園、午頭島公園、高松公園、観音山公園、能見城跡、将棋頭の公園としての整備
- 市街地の身近な緑地の配置
 - ・身近な緑地としての街区公園、ポケットパークの整備
- 緑のネットワークの形成
 - ・黒沢川沿いにおける緑道の整備
 - ・七里岩台地上における歴史文化の遊歩道の整備
 - ・徳島堰沿いにおける水辺の遊歩道の整備

【緑化に関わる方針】

- 公共公益施設の緑化施策
 - ・道路緑化／・河川緑化／・庁舎、学校、住宅団地等の緑化
- 民間施設の緑化施策
 - ・工場やショッピングセンターの緑化推進／・開発事業に対する緑化指導／
 - ・支援制度の整備
- 個人住宅等の緑化施策
 - ・支援制度の整備／・テッドスペースへの植栽の推進

④ 韮崎市歴史文化基本構想（平成23年3月）

【目的及び位置づけ】

- ・ 文部科学省文化審議会が「文化財分科会企画調査会報告書」で「歴史文化基本構想」の策定を提言
- ・ 文化財総合把握モデル事業採択により、「歴史文化基本構想」を策定
- ・ 第6次総合計画の基本施策「歴史文化の尊重」を踏まえた文化財の保存活用に関する基本方針の位置づけ。

【歴史文化（資源）の保存活用方針】

＜基本構想の理念＞

韮崎が育んできた歴史文化の尊重と、その保存活用による地域づくりの実現

＜基本構想による韮崎市の将来像＞

韮崎固有の歴史的環境を舞台とした、暮らしやすく、誇りや愛着の持てる、魅力的な韮崎

＜テーマ別の保存活用方針＞

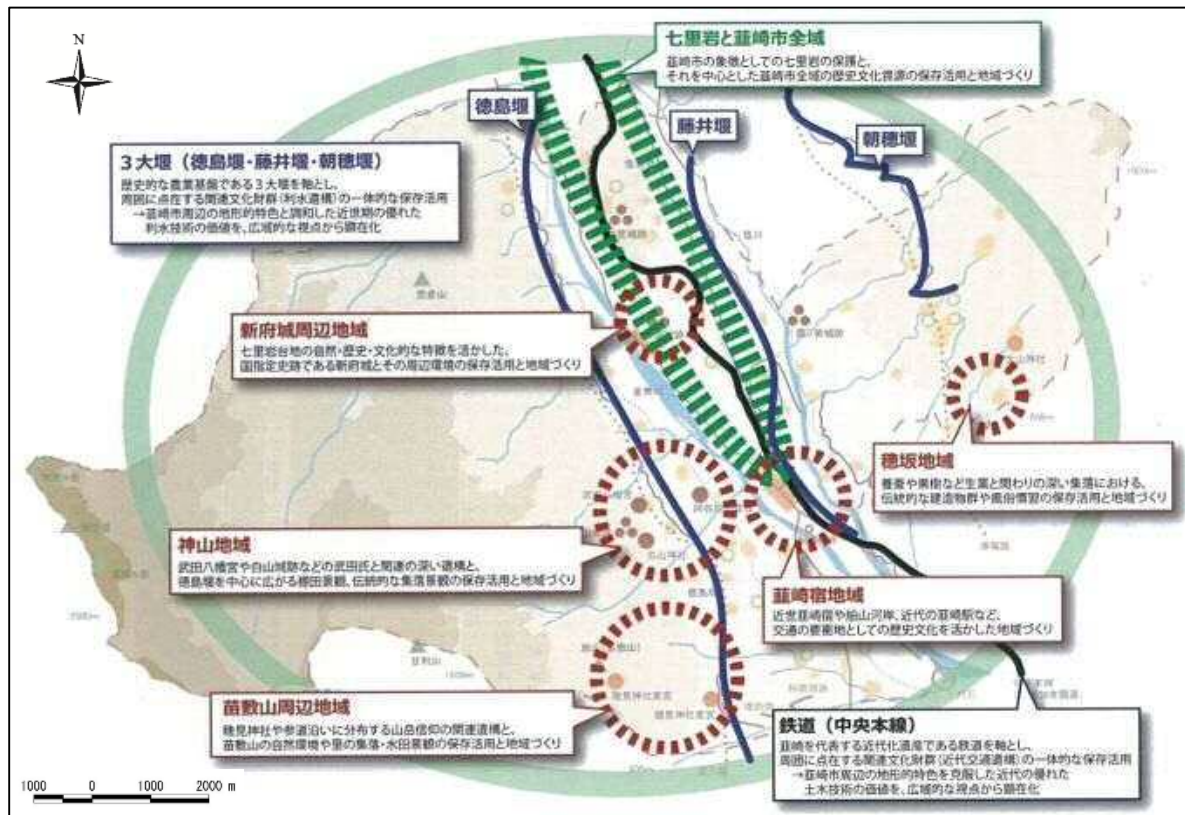
- ・ テーマⅠ：花咲く原始・古代の韮崎(原始・古代)
 - ・ 韮崎の原始・古代などにおける遺跡(遺構・遺物)への理解を深めるために、埋蔵文化財の調査について円滑に推進しながら、出土資料等について価値等を評価し、公開等の活用を推進する。
- ・ テーマⅡ：山の神々に守られた韮崎(中世～近世)
 - ・ 壮大な自然への信仰が産んだ歴史文化を守り伝え、古来からの韮崎の自然地形の捉え方・関わり方に関する理解を深めながら、自然地形の保全や、自然地形を骨格とした景観の保全・形成を進める。
- ・ テーマⅢ：武田氏を育んだ韮崎(中世)
 - ・ 「武田氏発祥・終焉の地」に残された痕跡を掘り起こし、武田氏による統治の全体像を浮かび上がらせ、総括的に保全することに努め、地域への誇りの醸成や観光振興を推進する。
- ・ テーマⅣ：治水・利水の韮崎(近世～近代)
 - ・ 緩やかな斜面に開けた美しい水田・集落景観を保全し、その魅力を活かしながら、地域づくり(地域コミュニティの活性化や安定化促進など)や農業振興、自然環境の保全に努める。
- ・ テーマⅤ：人と物をつなぐ韮崎(中世～近代)
 - ・ 物流等の拠点としての歴史的背景とその歴史の中で産み出された多様な歴史文化資源への理解を深めながら、時代ごとの個性を活かした保存活用を進め、地域づくり(町並み景観の形成や市街地活性化)、観光振興(街道文化、近代化遺産・産業遺産をテーマとしたものなど)を進める。
- ・ テーマⅥ：人の営み深い韮崎(近世～現代)
 - ・ 韮崎の地域経済を支えてきた伝統産業や生業への理解を深め、残された資源を掘り起こしながら、生業に係る伝統文化の継承や地場産業の振興を進める。

I 序 編

<「保存活用推進地域」の設定>

- ・ 韮崎市を代表する文化財を中心に、歴史文化の各テーマが象徴的に表れている範囲を設定
- 地域を核とした取り組み
 - ・ 神山エリア / ・ 新府城周辺エリア / ・ 苗敷山周辺エリア / ・ 穂坂エリア / ・ 韮崎宿エリア
- 地域を越えた取り組み
 - ・ 利水遺産 / ・ 鉄道遺産 / ・ 中世城館跡群(中世伝達遺産)
- 地域を包括しての取り組み
 - ・ 七里岩台地

図 保存活用推進地域と取り組み方針



【基本構想に基づく施策の進め方】

- ・ 文化財に係る調査、保存管理等の継承
- ・ 仮称「武田の里遺産」制度の立ち上げ
- ・ 神山地域での歴史的環境を活かした地域づくり
- ・ 韮崎市景観条例、景観計画との連携
- ・ まちあるきや文化財の公開・活用イベントの実施

(3) 各種法規制

① 農業振興地域及び農用地区域

優良農地の確保のため、「農地法」による農地転用許可制度に併せ、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域が設定されています。

また、農業用地として利用すべき区域を農用地区域として設定し、総合的に農業の振興を図るために必要な施策を計画的に推進しています。

表 農業振興地域及び農用地区域の状況

農業振興地域	9,069.0 ha
農用地	2,200.3 ha
農用地区域	2,221.3 ha

② 自然公園法に基づく特別地域及び普通地域

自然公園は、日本の優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう、自然公園法に基づき指定された公園となっています。

本市においては、わが国を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、国が指定・管理する公園として「南アルプス国立公園」が、また、各都道府県を代表する自然の風景地で、各都道府県条例により都道府県知事が指定・管理する公園として、「県立南アルプス巨摩自然公園」が指定されています。

これら区域は、特別地域及び普通地域に区分され、許可制により一定の行為が制限されています。

表 自然公園の状況

公園名	公園面積 (ha)	特別保護地区 (ha)	特別地域 (ha)	指定年月日
南アルプス国立公園	578	37	541	S39.6.1
県立南アルプス巨摩自然公園	3,312	—	3,312	S41.4.1

③ 地域森林計画対象民有林及び保安林

地域森林計画は、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするものです。

当該計画の対象となる民有林は、一定の面積を超える土石又は樹根の採掘、開墾など土地の形質を変更する開発行為を行おうとする場合は、許可が必要となっています。

また、保安林は、公益目的を達成するために、伐採や開発に制限が加えられています。

表 地域森林計画対象民有林及び保安林の状況

森林面積計(ha)	国有林(ha)	県有林(ha)	民有林(ha)	保安林(ha)
9,258	0	3,452	5,806	6,059

I 序 編

④自然環境保全地区

自然環境保全地区は、県自然環境保全条例に基づいて、県内の優れた自然環境等を保全することが特に必要と認められる地域を指定しているもので、工作物の新築・増改築、土石の採取、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為の際には、届出や事前の協議が必要となっています。

表 自然環境保全地区の状況

自然保存地区	穴山橋上流の七里ヶ岩
歴史景観保全地区	白山城
自然造成地区	午頭島
自然記念物	鷹の巣のチョウゲンボウ生息地(3.88ha) 苗敷山のモミ林(2.46ha)

⑤都市計画区域及び用途地域

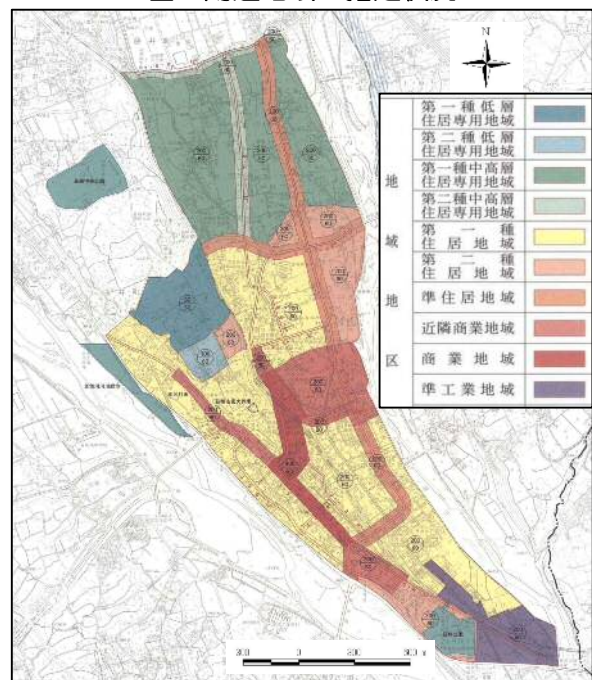
一体の都市として捉える必要がある区域を都市計画区域として指定し、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域です。都市計画区域では、都市計画法等の法令により、建築確認や開発許可等が必要となっています。

用途地域は、建築できる建物の種類を定めた地域であり、また容積率、建ぺい率などの建築形態に関わる規制が定められています。

表 都市計画区域及び用途地域の状況

都市計画区域	2,781.0ha
用途地域	319.8ha
第一種低層住居専用地域	12.0ha
第二種低層住居専用地域	5.8ha
第一種中高層住居専用地域	68.0ha
第二種中高層住居専用地域	10.0ha
第一種住居地域	113.0ha
第二種住居地域	32.0ha
準住居地域	23.0ha
近隣商業地域	29.0ha
商業地域	13.0ha
準工業地域	14.0ha
用途地域外	2,461.2ha

図 用途地域の指定状況



⑥県屋外広告物条例に基づく規制

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物法の規定に基づき「山梨県屋外広告物条例」が定められており、屋外広告物を掲出することを禁止する地域のほか、知事の許可を必要とする地域においては、許可基準が定められ、その適正な掲出を担保しています。

□禁止地域(第6条)

○禁止地域においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。(例外あり)

第6条第1項の規定		韮崎市で制限を受ける区域
第1号	低層住居専用系用途地域 景観地区 風致地区及び伝統的建造物群保存地区	都市計画法による ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域
第2号	国指定重要文化財 国指定重要有形民俗文化財、同重要無形民俗文化財 史跡名勝天然記念物	武田八幡宮本殿 新府城跡 白山城跡 御勅使川旧堤防(将棋頭)
第3号	風致保安林	該当なし
第4号	都市公園	韮崎中央公園 韮崎市営総合運動場 釜無川河川緑地 本町ふれあい公園 御勅使公園
第5号	国立公園特別地域	南アルプス国立公園特別地域
第6号	準景観地区	該当なし
第7号	地区計画等景観意匠条例適用地域 うち知事が指定する区域	該当なし
第8号	山梨県指定史跡、同名勝及び周辺	該当なし
第9号	山梨県立自然公園特別地域	県立南アルプス巨摩自然公園
第10号	山梨県自然環境保全条例 自然保全地区 景観保存地区 歴史景観保全地区	穴山橋上流の七里ヶ岩(自然保存地区) 白山城(歴史景観保全地区)
第11号	山梨県景観条例景観形成地区	該当なし
第12号	道路及び鉄道等に接続する地域で 知事が指定する区域	・高速自動車国道中央自動車道富士吉田線及び西宮線の起点から終点までの区間の用地並びにその用地の両側500m以内の地域 ・一般国道20号のうち韮崎市穴山町次第窪地内の穴山橋から北杜市白州町山口地内の新国界橋までの区間の用地及びその用地の南アルプス側1,000m以内の地域
第13号	墓地	—
第14号	駅前広場の区域のうち知事が指定する区域	該当なし

I 序 編

□許可(第7条)

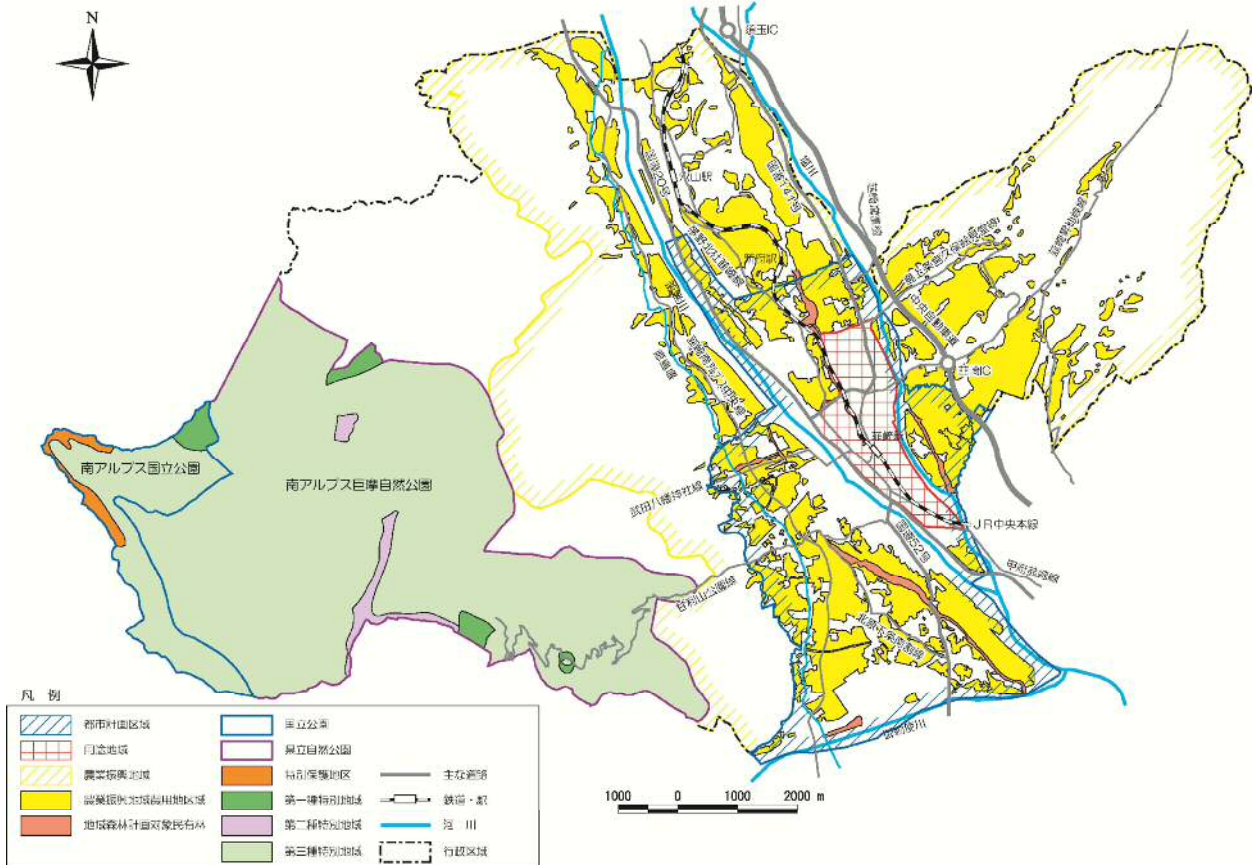
○許可地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

区分	韮崎市で該当する区域
第一種許可地域	景観計画区域のうち、知事が指定する区域 都市計画法による ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 午頭島(自然造成地区)
第二種許可地域	景観計画区域のうち、知事が指定する区域 都市計画法による ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域 ・準工業地域 国立公園(特別地域を除く)
第三種許可地域	都市計画法による商業地域

※許可地域は、禁止地域等を除く全域

※南アルプス国立公園については、自然公園法の規定によっても屋外広告物が制限されており、設置・表示には、知事の許可が必要となっている。

図 法規制図



3. 市民意識及びニーズの把握

既存の調査や計画で実施した市民意識調査の結果を収集・整理した上で、市民の景観に対する意識を確認します。

(1) 韮崎市のまちづくりに関するアンケート調査

①調査の概要

調査目的：新しい韮崎市長期総合計画を策定するにあたり、行政施策の各分野における市民の意識の現状把握

調査区域：韮崎市全域

調査対象：20歳以上の市民から2,000人を無作為抽出

調査時期：平成19年12月

配布数：2,000票

回収数：727票

回収率：36.4%

②調査結果の概要

この調査では、44にわたる項目の満足度及び行政・市民の取り組みの必要度について、5段階で現状及び重要性を評価する方法をとっています。

景観に関わる設問として選択した、以下の10項目の結果をとりまとめます。

○自然を活かす環境共生社会の実現

1 韮崎市の自然環境は守られていると思いますか。

○住みよい快適な都市の実現

3 韮崎市では景観に配慮したまちづくりが進んでいると思いますか。

6 韮崎市の市街地は地域性があり、活気があると思いますか。

○快適な生活を支える都市基盤の整備

8 韮崎市では計画的な土地利用がされていると思いますか。

○地域の特性を活かした農林業の展開

13 韮崎市では地域性のある農林業が展開されていると思いますか。

○賑わいと活力のある商工業の展開

14 韮崎市の商業は市民にとって魅力的だと思いますか。

15 韮崎市の工業は活気があると思いますか。

○多彩な地域産業の育成・雇用の促進

16 韮崎市の観光・交流等地域産業の展開は魅力があると思いますか。

17 韮崎市の中心市街地や商店街などの「まちなか再生」は進んでいると思いますか。

○継承し創造する市民文化の醸成

36 韮崎市の地域文化は伝統の継承や新たな文化の創造がされていると思いますか。

I 序 編

調査結果は下表に示すとおりであり、抽出した項目の相対的な比較では、「市街地」「商業」「まちなか再生」への満足度が低く、「自然環境」「地域文化」への満足度が高い結果となり、「景観」についてはほぼ中位となっています。

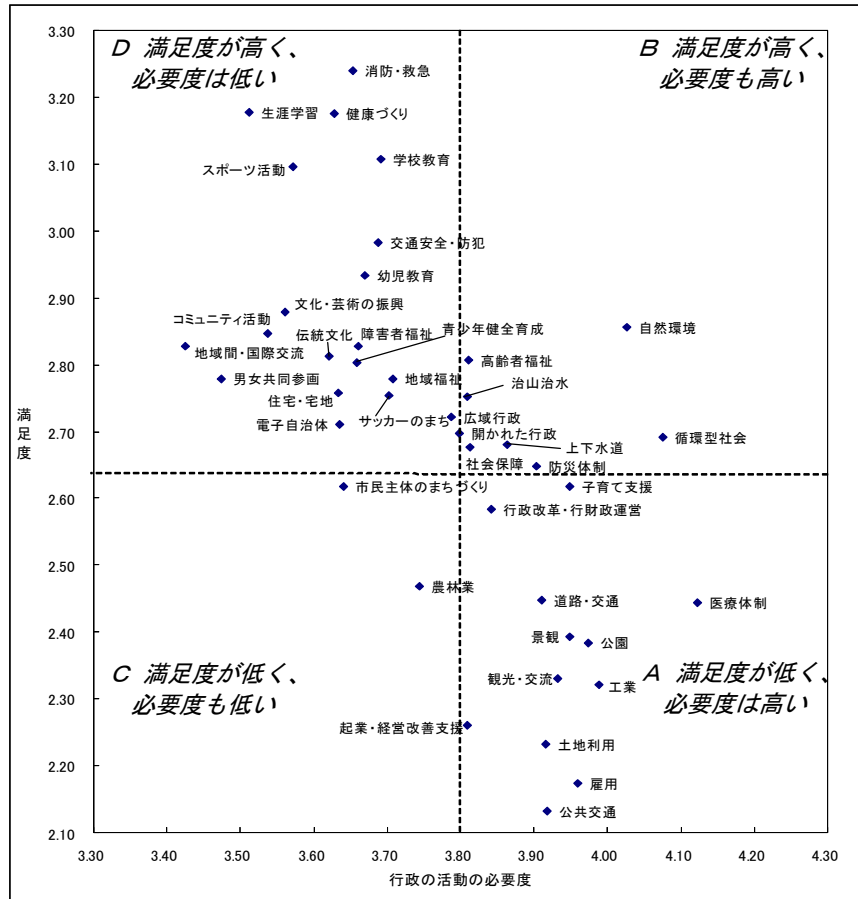
表 結果の概要

項目	満足度	必要度		
		行政	市民	
1	自然環境は守られていると思いますか	2.86	4.03	4.00
3	景観に配慮したまちづくりが進んでいると思いますか	2.39	3.95	3.87
6	市街地は地域性があり、活気があると思いますか	1.63	4.27	4.34
8	計画的な土地利用がされていると思いますか	2.23	3.92	3.72
13	地域性のある農林業が展開されていると思いますか	2.47	3.74	3.76
14	商業は市民にとって魅力的だと思いますか	1.76	4.01	4.14
15	工業は活気があると思いますか	2.32	3.99	3.92
16	観光・交流等地域産業の展開は魅力があると思いますか	2.33	3.93	3.89
17	中心市街地や商店街などの「まちなか再生」は進んでいると思いますか	1.52	4.19	4.26
36	地域文化は伝統の継承や新たな文化の創造がされていると思いますか	2.81	3.62	3.64

図 満足度と行政の活動の必要度の散布図

また、満足度と行政の活動について、右図のように4つの領域に分類し、その散布状況をみると、「市街地」「商業」「まちなか再生」などの項目と「工業」「観光・交流」などの産業、「土地利用」などハード整備に関する項目などがAの領域に分類され、今後優先して充実する必要があると判断されています。

※「市街地」「商業」「まちなか再生」については、数値が全体と大きく離れているため、散布図上には記載していない。



(2) 韮崎市市民意向調査

① 調査の概要

調査目的：都市計画マスタープラン策定にあたり、都市づくりに関わる市民の意識・意向を把握

調査区域：韮崎市全域

調査対象：18歳以上の市民から2,000人を無作為抽出

調査時期：平成17年10～11月

配布数：2,000票

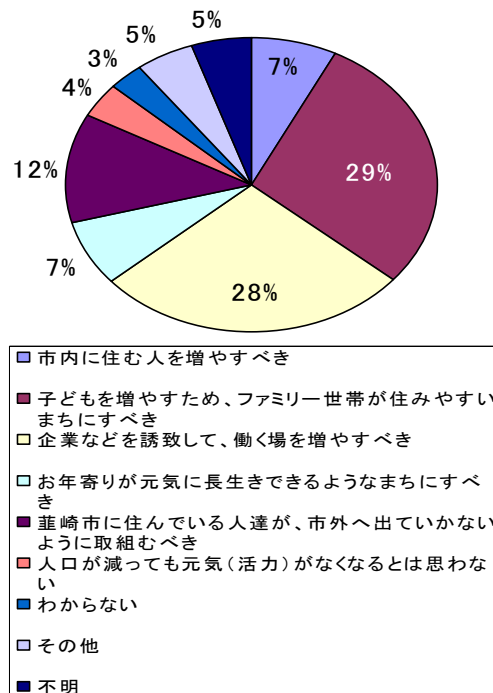
回収数：679票

回収率：34.0%

② 調査結果の概要 (景観に関連する設問のみ)

【問6 市の将来について (活力の維持)】

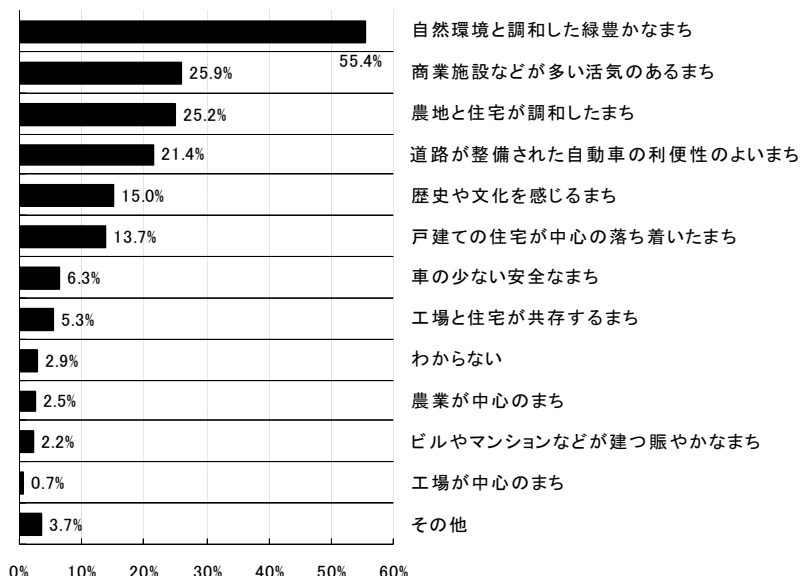
『人口減少社会の中で、本市が活力を維持していくためにはどうすべきか』という問いに対しては、「子どもを増やすため、ファミリー世帯が住みやすいまちにすべき」が29%、「企業などを誘致して働く場を増やすべき」が28%で高く、「市内に住んでいる人が市外へ出ていかないように取り組むべき」が12%が続いています。



【問7 地区の将来像】

『住んでいる地区の将来のまちがどうなったら良いか』という問いに対しては、「自然環境と調和した緑豊かなまち」が55.4%で突出して多くなっています。

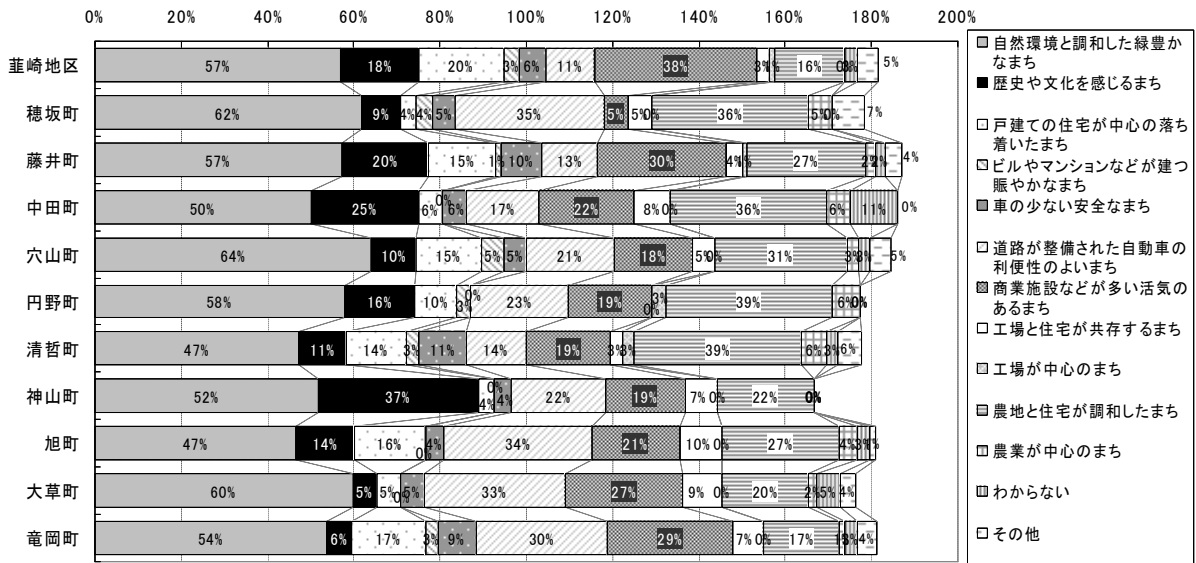
地区別にみると「自然環境と調和した緑豊かなまち」は穴山町、穂坂町が他地区より相対的に高く、「歴史や文化を感じるまち」は、武田八幡宮や新府城跡のある神山町や



I 序編

中田町で高くなっています。

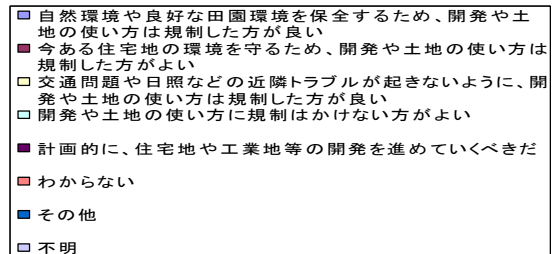
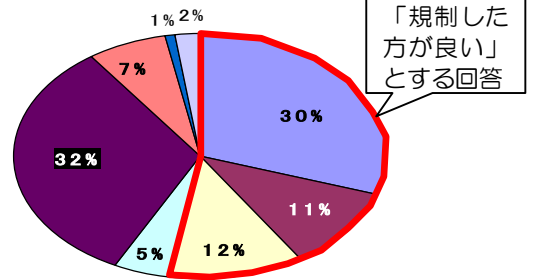
また、韮崎地区、藤井町で「商業施設などが多い活気のあるまち」との回答が多くなっています。



【問8 土地利用規制】

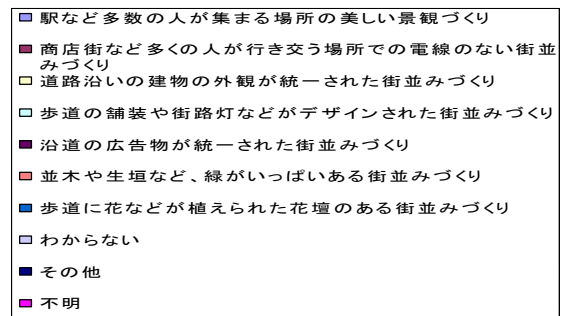
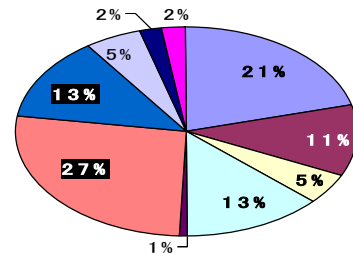
『住宅地などの開発や土地の使い方についてどう思うか』という問いに対しては、「規制した方が良い」が53%を占めており、「自然環境や良好な田園環境を保全するため、開発や土地の使い方は規制した方が良い」が30%に達しています。

しかしながら、「計画的に住宅地や工業地等の開発を進めていくべきだ」とする回答も32%と最も多く、土地利用規制に対する意向は二極化しています。



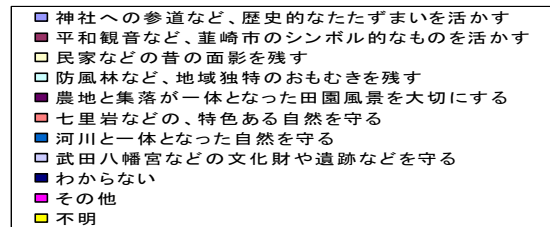
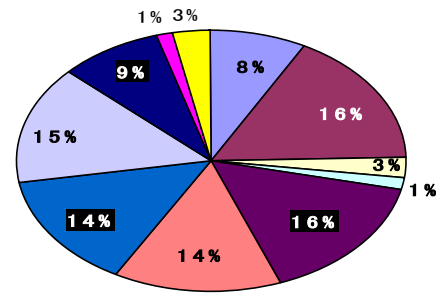
【問11 魅力的な街並み（景観）づくり】

『魅力的な街並みづくりに必要なこと』については、「並木や生垣など、緑がいっぱいある街並みづくり」が27%で最も多く、「駅など多数の人が集まる場所の美しい景観づくり」が21%で続いています。



【問12 資源を活かした景観づくり】

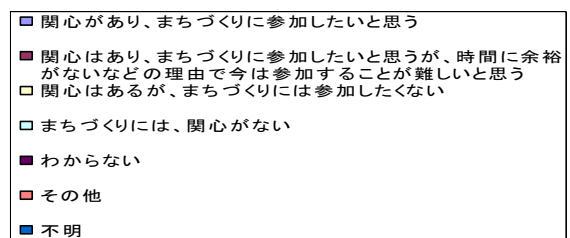
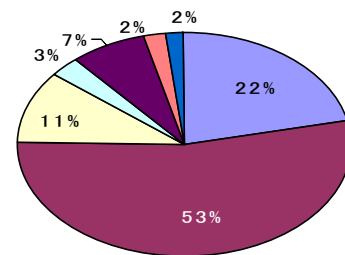
『資源を活かした景観づくりに必要なこと』については、「平和観音などシンボリックなものを活かす」、「田園風景を大切にする」、「七里岩などの特色ある自然を守る」、「河川と一体となった自然を守る」、「文化財や遺跡を守る」がいずれも15%程度の回答となっています。



【問13 まちづくりへの関心度】

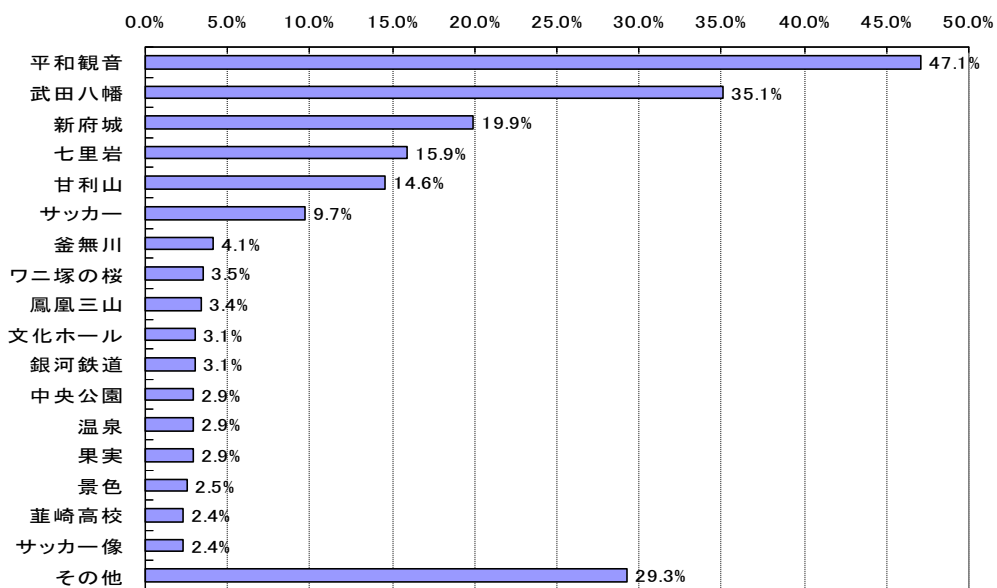
「関心がある」とする回答は、参加の可否に関わらず、86%に達しており、市民の関心の高さがうかがわれる結果となっています。

また、「関心がありまちづくりに参加したい」とする回答も、75%となっています。



【問16 市のシンボル】

「平和観音」がほぼ半数に達したほか、「武田八幡」「新府城」などの武田氏に関わる歴史文化資源、「七里岩」「甘利山」などの自然資源への回答が相対的に多い結果となっています。



(3) アンケート調査にみる景観形成への市民意向(総括)

以上の2つのアンケート調査から、市民の景観形成への考え方・意向を整理した結果は、次のとおりです。

○景観に関わる施策の優先度は相対的に高い

新総合計画策定のためのアンケート調査からは、選択した10項目(20ページ参照)は必要度が高い「A」及び「B」の領域に分布しているものが多く、景観に関わる施策については、施策分野間での相対的な優先度が高いと判断されます。

このうち、特に「市街地の地域性・活気」「商業の魅力」「中心市街地や商店街などのまちなか再生」は必要度が高く、「自然環境の保全」「地域文化・伝統の継承等」に加え、都市的な景観の創出に対する意向・期待が高いものと考えられます。

○自然環境の保全と都市としての持続的発展への期待

都市計画マスタープラン策定のための意向調査からは、活力を維持するための方策として「企業誘致などによる雇用の確保」が必要とされ、その一方で、「自然環境と調和した緑豊かなまち」を地区の将来像として描いています。このため、土地利用規制に対しても、「計画的な住宅地や工業地の開発を進めるべき」とする回答と「規制をした方が良い」とする回答は拮抗しています。

景観形成の視点からは、自然環境の保全と、過度に土地利用を規制することなく、周辺と景観的に調和した開発等を誘導することが望ましいとする意向がうかがえます。

○地域の特性や住民ニーズに即した景観形成

地区の将来像は、「自然環境と調和した緑豊かなまち」への意向が多くなっていますが、地区別にみると、「自然との調和」「歴史や文化」「活気のあるまち」など、地区の特性を活かし、その魅力をさらに高めていく方向を示唆する結果となっています。

○緑化と拠点的な地区における景観形成

魅力的な街並み(景観)づくりの方向性は、「並木や生け垣などの緑化」「多くの人が集まる場所の景観づくり」への回答が多く、「道路本体や占用物のデザイン化」「花壇による花づくり」など、民有敷地境界での緑化、公共空間における景観の高質化が指向されており、沿道民有地等における建築物や広告物を対象とした景観形成への回答は相対的に少なくなっています。

こうした傾向は、『資源を活かした景観づくりに必要なこと』への回答において、「民家などの昔の面影を残す」が少ないことから、うかがうことができます。

○高いまちづくりへの関心

まちづくりへの関心・参加意向とも高い結果となっている一方で、「参加したいと思うが、今は参加が難しい」とする回答が多くなっています。

まちづくりへの参加を促すためには、「参加が難しい」とする障害を取り除いていく工夫が求められる結果となっています。

4. 韮崎市の概況と景観資源の整理

(1) 韮崎市の概況

① 位置的条件

本市は山梨県の中北地域、中央部甲府盆地の北西（盆地と西部・北部の山地・高地との遷移地帯）に位置しており、東側で甲斐市、南側で南アルプス市、北側で北杜市にそれぞれ接しています。

市内を中央自動車道や甲州街道、JR中央本線が通過し、これらにより東京都心や関西方面と結ばれ、県都である甲府市からは約10kmの距離にあります。

図 韮崎市の位置



② 自然的条件

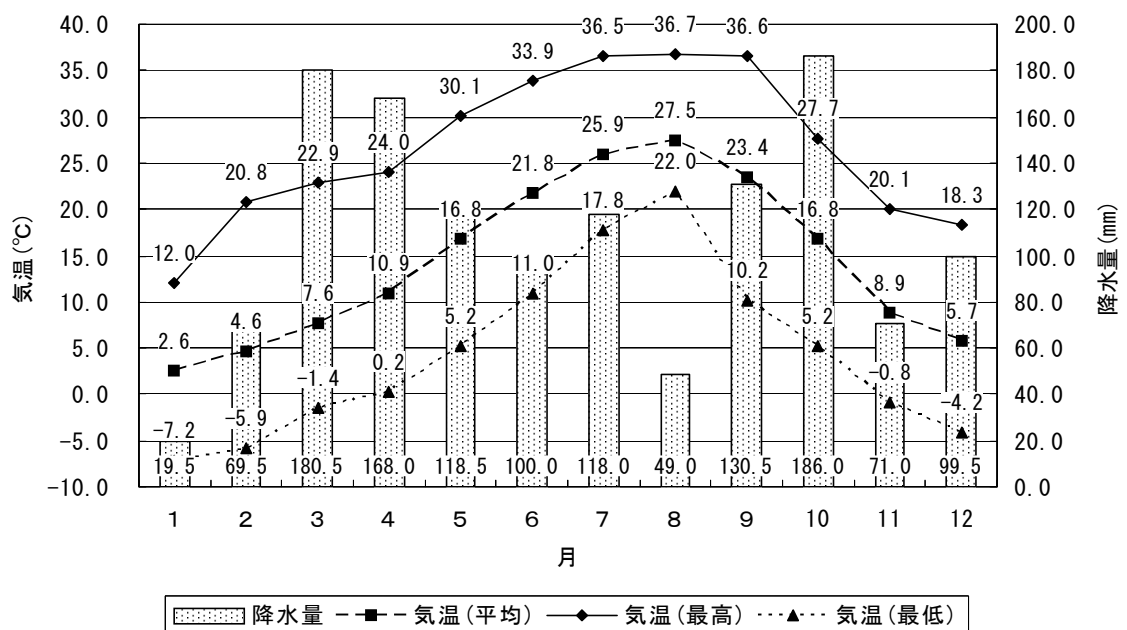
【気象】

本市の気象は、夏に30℃を超える日がある一方、冬になると最低気温が氷点下になる日があるなど、内陸型で寒暖の差が大きいのが特徴です。

また、甲府盆地の北西の隅、盆地から山地・高地へと地形が移り変わる位置にあるため、盆地部と比べると比較的過ごしやすい地域といえますが、冬には、「ハケ岳おろし」と呼ばれる冷たい北西風が特に台地上に吹くという特徴があります。

なお、平成22年における年平均気温は14.4℃、年間降水量は1,310mm となっています。

図 韮崎市の気象



資料：市勢ダイジェスト(平成23年度版)

I 序 編

【地形・地勢】

本市は、西に南アルプス、東に茅ヶ岳と二方を山岳に囲まれ、これらを源とする中小河川が、市の中心部を南へ流下する釜無川と塩川に流れ込んでいるほか、南アルプス市との市境を御勅使川が流れるなど、水の豊かな地域となっています。

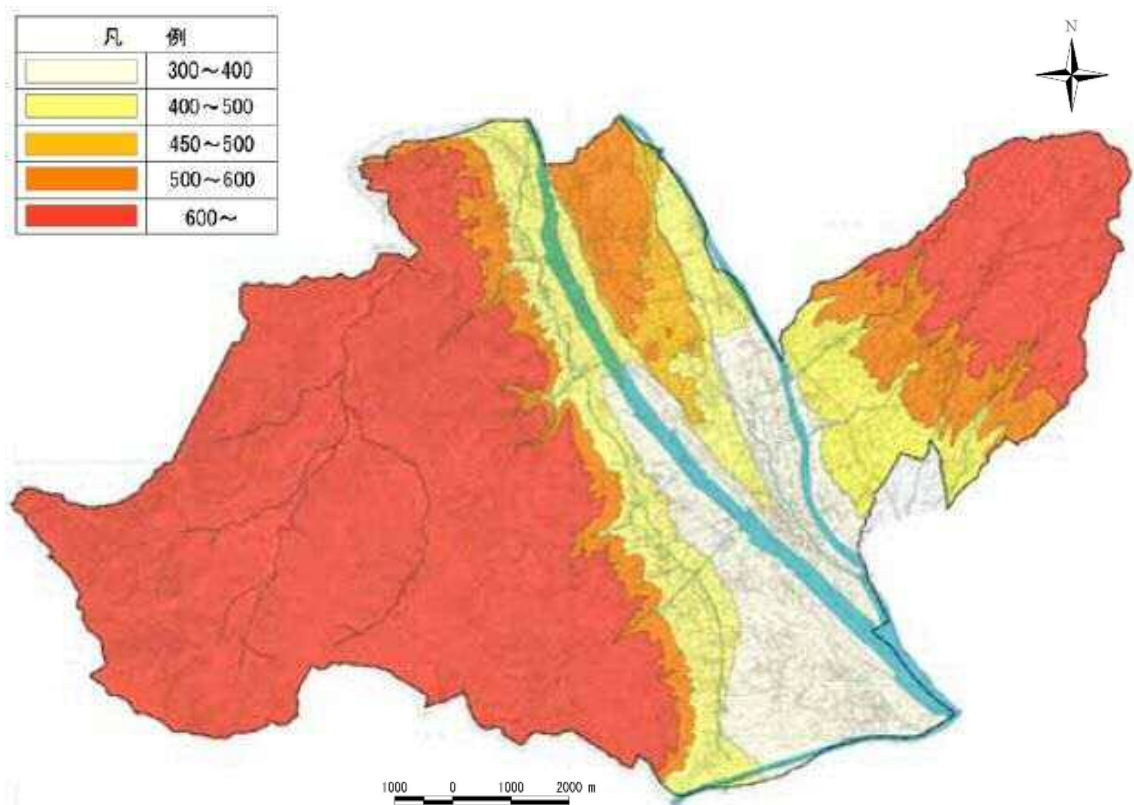
標高は、350m～750mとなっており、地形条件から大きく、茅ヶ岳山麓地帯、中央平坦地帯、釜無川右岸地帯の3つに区分されます。

東部の茅ヶ岳山麓地帯は、甲斐金峰山を控え、茅ヶ岳を中心とした火山によって傾斜地が形成されています。

中央平坦地帯は八ヶ岳の噴火による山体崩れと、釜無川と塩川の浸食により、特徴的な地形である七里岩台地が形成されています。また、七里岩と塩川に挟まれた地帯は塩川の氾濫原であり、比較的肥沃な土地となっています。

西部の釜無川右岸地帯は、鳳凰山や甲斐駒ヶ岳などの南アルプスの山々を背景に、甘利山、苗敷山、荒倉山が連なっており、これらから流れ出る河川によって形成された扇状地と釜無川の浸食による段丘によって台地が形成されています。

図 標高図



出典：韮崎市都市計画マスタープラン

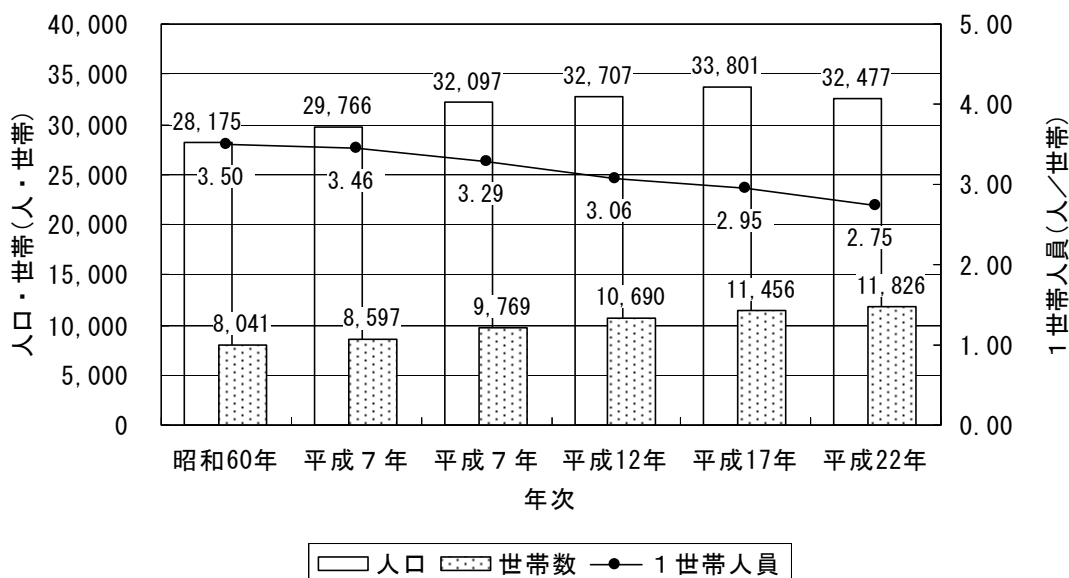
③社会的条件

【人口】

人口は、平成22年で32,477人となっており、これまで増加を続けてきた人口も、平成17年をピークに減少に転じています。

また、都市計画区域内の人口は、用途地域内では減少する一方、用途地域外で増加しています。特に、平成7年から平成17年にかけて、中心市街地である葦崎地区では-5.8%と人口が減少しているのに対し、釜無川右岸の竜岡町では、25.3%と著しい増加がみられます。

図 人口・世帯数等の推移

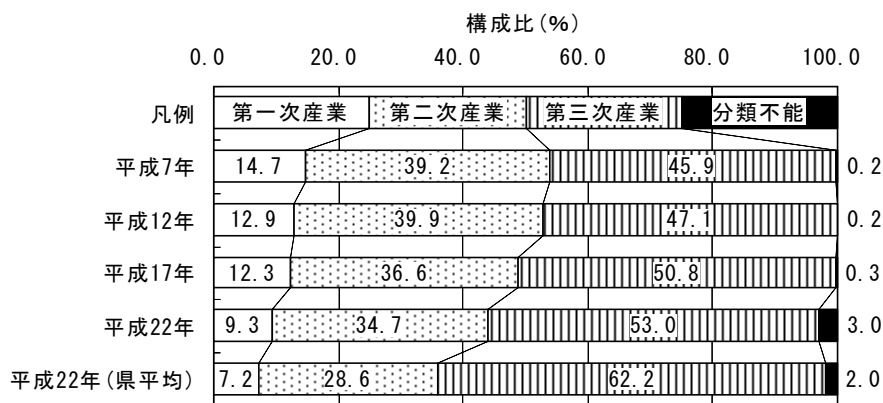


資料：国勢調査

【産業】

産業分類別の就業人口は、第一次産業の比率が一貫して縮小し、第三次産業就業者の比率が拡大しています。しかしながら、平成22年の山梨県平均の比率（第一次産業：7.2%、第二次産業：28.6%、第三次産業：62.2%）と比較すると、第一次産業及び第二次産業はこれらを上回る一方、第三次産業は下回る水準にあり、依然、県内においては、農業及び製造業を中心とした産業が盛んな地域となっています。

図 産業別就業人口比率の推移

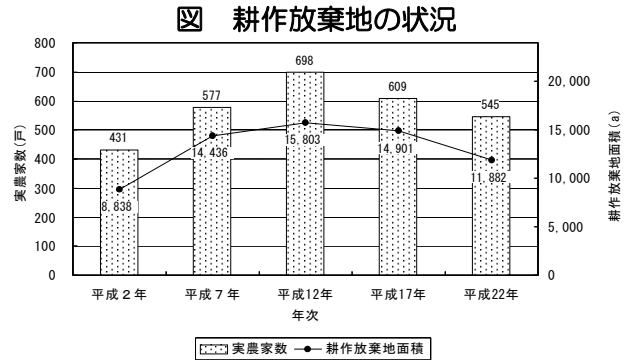
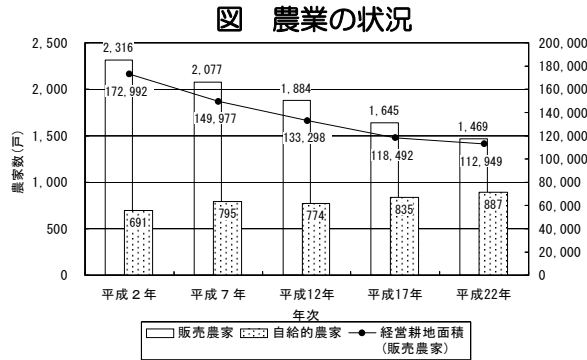


資料：国勢調査

I 序編

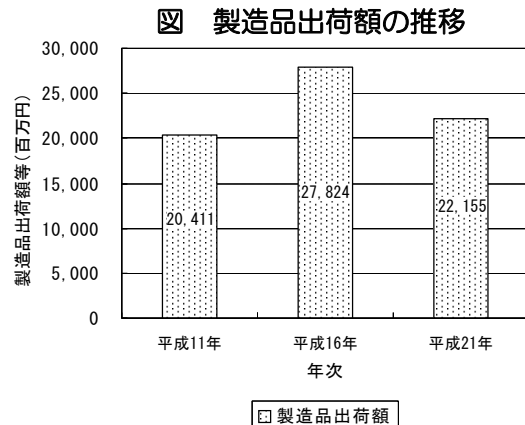
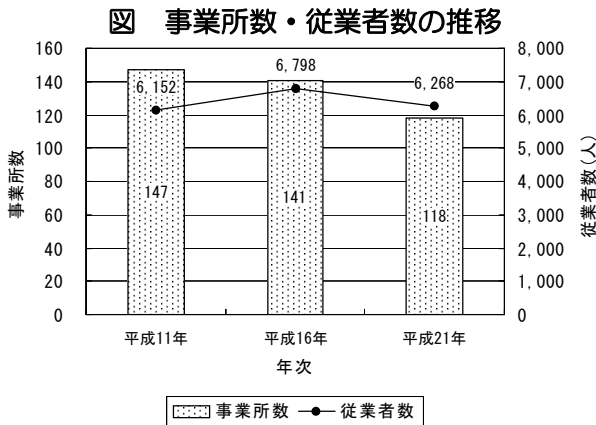
農業は、販売農家数及び経営耕地面積とも平成2年以降、減少する傾向にある一方で、自給的農家は増加する傾向にあります。

また、販売農家の耕作放棄地は平成12年をピークに減少していますが、販売農家自体が減少していることから、実質的に利用されていない農地や他用途に転換された農地は増加しているものと考えられます。



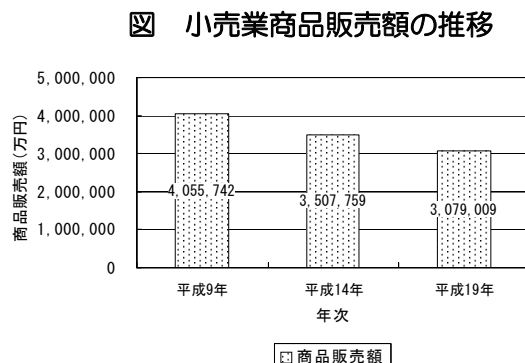
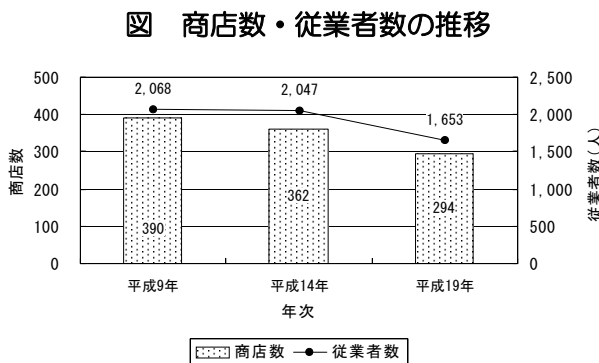
資料：農林業センサス

工業は、従業者数及び製造品出荷額が平成16年をピークに減少する傾向にあるものの、平成21年には、6,268人、約222億円となっており、平成11年との比較では増加しています。



資料：工業統計

商業のうち小売業は、商店数・従業者数及び商品販売額とも減少傾向で推移しています。



資料：商業統計

④ 都市的条件

【土地利用】

平成23年における土地利用を課税地目別面積で見ると、森林が42.9%で最も広範を占め、田(19.2%)、畑(18.9%)を合わせた農地は38.1%で、宅地は12.3%となっています。

一方、平成13年以降の推移をみると、農地が110.6haの減少、山林が41.3haの減少となっているのに対し、宅地は29.7haの増加となっています。

表 課税地目別面積の推移

地目	平成13年	平成23年	増減
田	12,218	11,821	-397.0
	19.4	19.2	-0.2
畑	12,371	11,662	-709.0
	19.7	18.9	-0.8
宅地	7,294	7,591	297.0
	11.6	12.3	0.7
山林	26,846	26,433	-413.0
	42.7	42.9	0.2
原野	765	716	-49.0
	1.2	1.2	0.0
その他	3,333	3,352	19.0
	5.3	5.4	0.1

※上段：実数(1000㎡)、下段：構成比(%)

資料：税務課概要調査

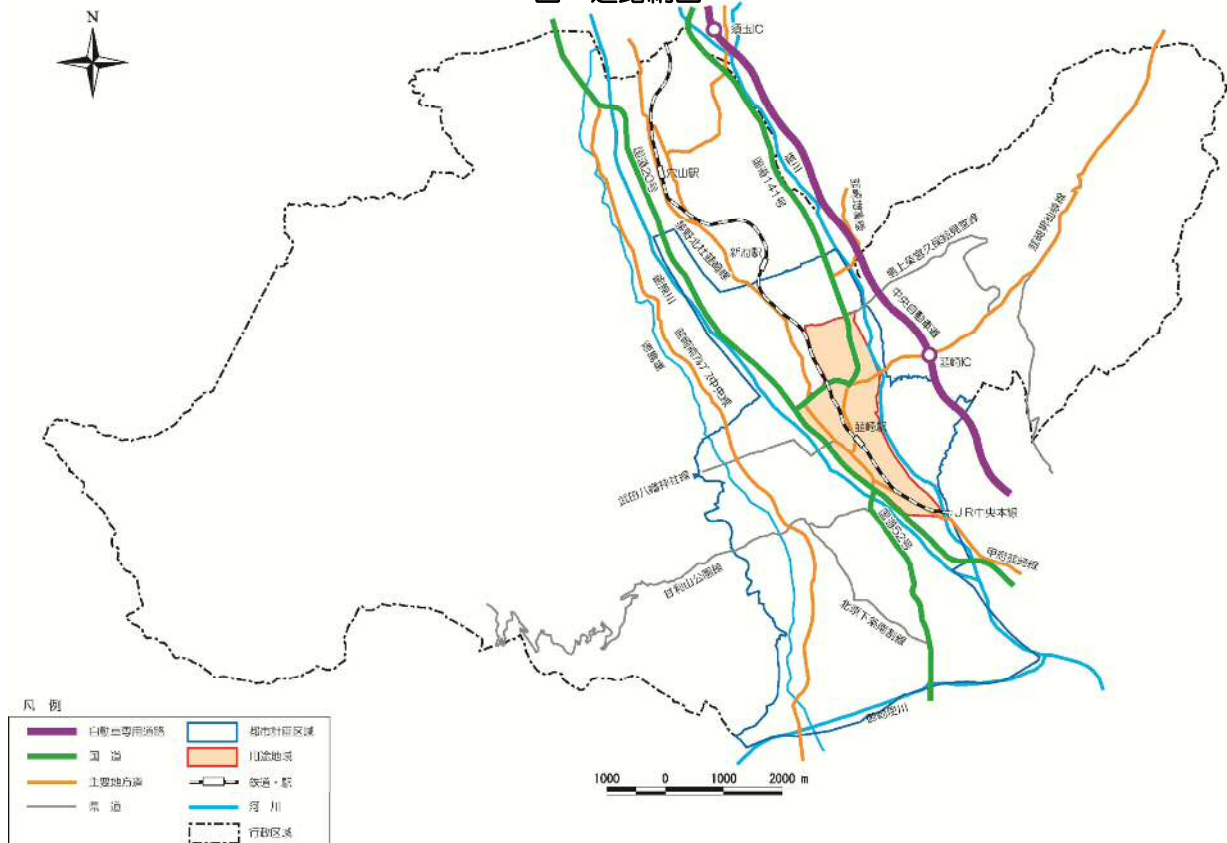
【交通状況】

本市の道路網は、広域幹線道路として本市東部を中央自動車道が通過し、韮崎インターチェンジを介して首都圏及び長野方面と結ばれています。

また、国道20号を主軸に、八ヶ岳方面への国道141号、静岡方面への国道52号など、南北軸を主とした道路網が形成されています。

鉄道は、JR中央本線が国道20号に並行して通過しており、韮崎駅、新府駅、穴山駅の3駅が設置されています。中心市街地に位置し特急電車が停車する韮崎駅では、1年間の乗車人員が100万人に達していますが、その数は減少傾向にあります。

図 道路網図



I 序 編

【都市施設の整備状況】

都市計画道路は、14路線が都市計画決定され、7路線が整備済みとなっており、整備率は75.1%となっています。

都市計画公園は、公園が3箇所、都市緑地が1箇所、都市計画決定されており、都市公園としては、5箇所が設置されています。

なお、都市再生整備計画の関連事業として、主要地方道茅野北杜葦崎線、主要地方道葦崎昇仙峡線及び都市計画道路南下条穂坂線の道路改良事業、主要地方道葦崎昇仙峡線の電線地中化事業が進められています。

表 都市計画道路の整備状況

番号	路線名	代表幅員 (m)	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
3・5・1	本町絵見堂線	12	2,640	2,470	93.6
3・5・2	葦崎本町通り線	14	1,970	1,970	100.0
3・5・3	下町相埜線	12	2,130	2,130	100.0
3・5・4	富士見町旭町線	12	480	480	100.0
3・5・5	南下条北下条線	12	1,550	1,210	78.1
3・5・6	市役所通り線	12	800	412	30.7
		9	540		
3・5・8	葦崎文化ホール線	12	520	520	100.0
3・6・1	武田橋通り線	14	130	130	100.0
3・6・2	小学校前通り線	9	190	0	0.0
3・6・3	東裏通り線	9	890	0	0.0
3・6・4	警察署前通り線	9	1,300	1,300	100.0
3・6・6	南下条穂坂線	9	530	530	100.0
3・6・7	高等学校前通り線	9	390	0	0.0
3・6・8	高等学校横通り線	9	790	0	0.0

表 都市公園の状況

番号	公園名	面積 (ha)
3・3・1	御勅使公園	3.1
3・4・1	葦崎公園	4.9
5・4・1	葦崎中央公園	9.4
	本町ふれあい公園	0.1
1	釜無川河川緑地	4.6

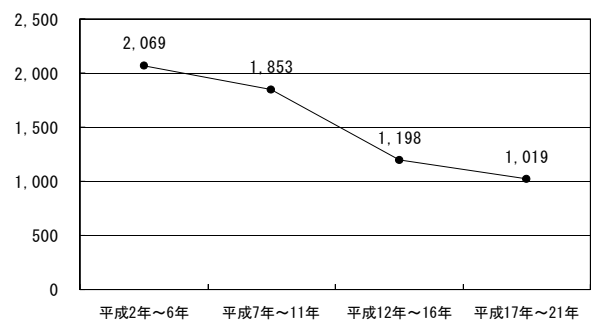
【建築物立地現況】

市街地は、葦崎駅を中心とした地域に形成されていますが、竜岡町周辺では近年宅地化が進んでおり、集落周辺においても一部で市街化の進行がみられます。また、葦崎インターチェンジ周辺では、飲食店やコンビニエンスストア、工場、ホテルといった施設が立地しています。

市の中心地を形成する葦崎駅周辺では、商店街が形成され、近年ではライフガーデン葦崎や葦崎市民交流センター「ニコリ」がオープンするなど商業・業務施設や公共施設の立地が進んでいますが、一方では、国道141号と葦崎インターチェンジを繋ぐ道路の交差点付近や幹線道路沿道を中心に、自動車利用者を対象とした商業施設の立地も進んでいます。

住宅の着工件数は、平成2年以降漸減し、平成17年度から平成21年度の5年間では1,019件で、平成2年度から平成6年度の2,069件の半数の水準となっています。また、建築物の立地は、用途地域の制限のない都市計画区域のほか、都市計画区域外にも及んでいます。

図 住宅着工件数の推移



資料：建築着工統計調査

⑤歴史・文化的条件

【沿革】

＜古代＞

本市の歴史は、旧石器時代にまで遡ることができ、縄文時代の遺跡としては、坂井遺跡や巨石文化を象徴する女夫石遺跡などの集落跡が市内に点在しています。

また、東日本最古級の水田跡が発掘されるなど、弥生時代には、農耕文化の展開とともに、集落の形成が進んだといわれています。



＜中世＞

中世には、甘利荘・藤井保などの荘園、穂坂牧などの牧が存在したと伝えられています。

甲斐源氏の一人である武田信義が神山町武田に館と要害の白山城を構えたことから、甲斐武田氏の発祥・終焉の地である“武田の里”として知られるようになりました。

また、甲府盆地内の治水や近郊の農地を守るための御勅使川旧堤防などの祖型が作られたのもこの時期と考えられており、近世以降の韮崎発展の礎が築かれた重要な時代といえます。



＜近世＞

江戸時代に入ると、江戸と信州をつなぐ甲州街道が1600年頃官道として整備され、また富士川の舟運が開かれると、韮崎は物産の集散地としての重要性を強め、甲州街道と駿信往還が交わり、街道や舟運の交通要所に位置する宿場町として発展しました。

また、徳島堰、藤井堰、朝穂堰など、特徴的な地形を捉えた利水・治水技術により、扇状地上に棚田状の水田が発展し、今なおその名残をとどめる良好な集落景観が形成されました。



＜近代から現代＞

明治時代に入ると、養蚕業が盛んとなり、養蚕に適した建築物への改造が進むなど、地域独特の屋根形状を持つ民家がみられるようになりました。

市としての歴史は、昭和29年10月に韮崎町と周辺10村の合併によって韮崎市が誕生したことを起源とし、近年では優位な交通条件を活かした工業団地の整備・企業誘致などにより、先端工業都市としての性格を強めつつあります。

I 序 編

(2) 景観資源の整理

①景観資源の分類

「景観」は、様々な「眺めの対象」の総体であり、これら景観を構成する個々の「眺めの対象」を「景観資源」と位置づけます。

景観特性を把握するための前提として、これら景観資源を「性質」と「形態」から分類・整理します。

表 景観資源の分類(性質別)

性質による分類	内容
自然的景観資源	・山なみ、段丘などの地形や河川、森林やまとまりのある緑地、独立樹など、まちの成り立ちの基本的な骨格を形づくるものであり、本市の良好な景観を創り出す基盤となっているもの
都市的景観資源	・道路や鉄道、公共施設や住宅地、工業地などの都市的な生活を支える都市施設や土地利用など、本市の現在の暮らし方を反映するもの
歴史的景観資源	・街道や歴史的建造物、社寺などの長い時を経て醸成されてきた本市固有の歴史や文化、風土を伝えるもの

表 景観資源の分類(形態別)

形態による分類	内容
点的景観資源	・際だった形態的な特性を持ち、その場所を象徴的に伝えるもの、目印となるもの
軸的景観資源	・境界となって景観を視覚的に限定するもの、景観の骨格を形成するもの、動いてみることで、連続的に景観を認識するもの
面的景観資源	・同質性や類似性からまとまりのあるもの、周囲との異質性から際だった特性をもっているまとまり
眺望景観資源	・点、軸、面的景観要素を重層的に認識できるもの

表 景観資源の分類と対応する要素の整理

分類		性質による分類		
		自然的資源	都市的資源	歴史的資源
形態による分類	点的資源	独立樹 天然記念物	橋りょう 公園 公共施設	歴史的建造物 遺跡・史跡
	軸的資源	山なみ・斜面緑地 河川・水路等 並木道	道路 鉄道 商店街・沿道商業地	旧街道 堰
	面的資源	農地 森林・緑地 湖沼 集落地	住宅地 工業地	歴史的街区
	眺望景観資源	眺望点 (山頂等)	眺望点 (橋りょう等)	—

②分類別景観資源

本市の景観資源を性質及び形態によって分類・整理した結果は次のとおりです。

表 自然的景観資源一覧

点的景観資源	独立樹 天然記念物	永岳寺の大カシ、苗敷山のアスナロ、わに塚のサクラ、甘利山のレンゲツツジ、勝手神社のケヤキ、平和観音の桜、中の家の桜、武田八幡宮境内の樹叢、光明寺のカヤ、御名方（黒駒）神社の赤松、藤巻家の朝鮮マキ、苗敷山の高野マキ、若宮八幡宮鶴亀の松、日之城の大ナシ、北宮地のサカキ、武田のクマノミズキ、円井の逆断層、旧清哲小学校の桜、常光寺の山門枝垂桜と庭園、西山の桜の群生、宮久保のクヌギ、駒井上野のコナラ、旧穴山小学校のひいらぎ など
軸的景観資源	山なみ・斜面緑地	茅ヶ岳、八ヶ岳、鳳凰三山（薬師岳、観音岳、地藏ヶ岳）、富士山、甘利山、千頭星山、荒倉山、苗敷山七里岩、南アルプス連峰 など
	河川・水路等	釜無川、塩川、御勅使川、葦崎ホタルの里、鈴嵐林道と堅沢 など
	並木道	穴山駅前さくら並木、円野町下円井の杉並木 など
面的景観資源	農地	新府桃源郷、日之城の果樹園、三之蔵の水田、宮久保の果樹園、穂坂のぶどう園、藤井平圃場整備田、北下条・駒井の圃場整備田、夏目の田園、円野町の圃場整備田、重久ぶどう園、下円井の棚田、徳島上段の棚田、入戸野の水田、清哲町折井の棚田、清哲下段水田・鍋山の棚田、円野町から神山町にかけての徳島堰下の棚田、若尾下段集落の水田、羽根の果樹園、西の割の圃場、坂の上～越道にかけての段丘下田園、円野町のかかしの里、北宮地・武田の棚田 など
	森林・緑地	なみだの森、船山の樹林、午頭島の松林、御勅使の松林、坂の上～越道にかけての樹林帯 など
	湖沼	蓮池、池平、鷹ノ田の湿地、さわら池 など
	集落地	上祖母石集落、下祖母石集落、三之蔵集落、三ツ沢集落、上今井の集落、坂井集落、次第窪集落、宇波円井集落、下円井集落、上円井集落、水上集落、中谷徳島と下段の集落、徳島と上段集落、小曾根集落、若尾下段集落、入戸野集落、西の割集落、町屋集落、羽根集落、下条南割集落、坂の上集落 など

図 自然的景観資源マップ

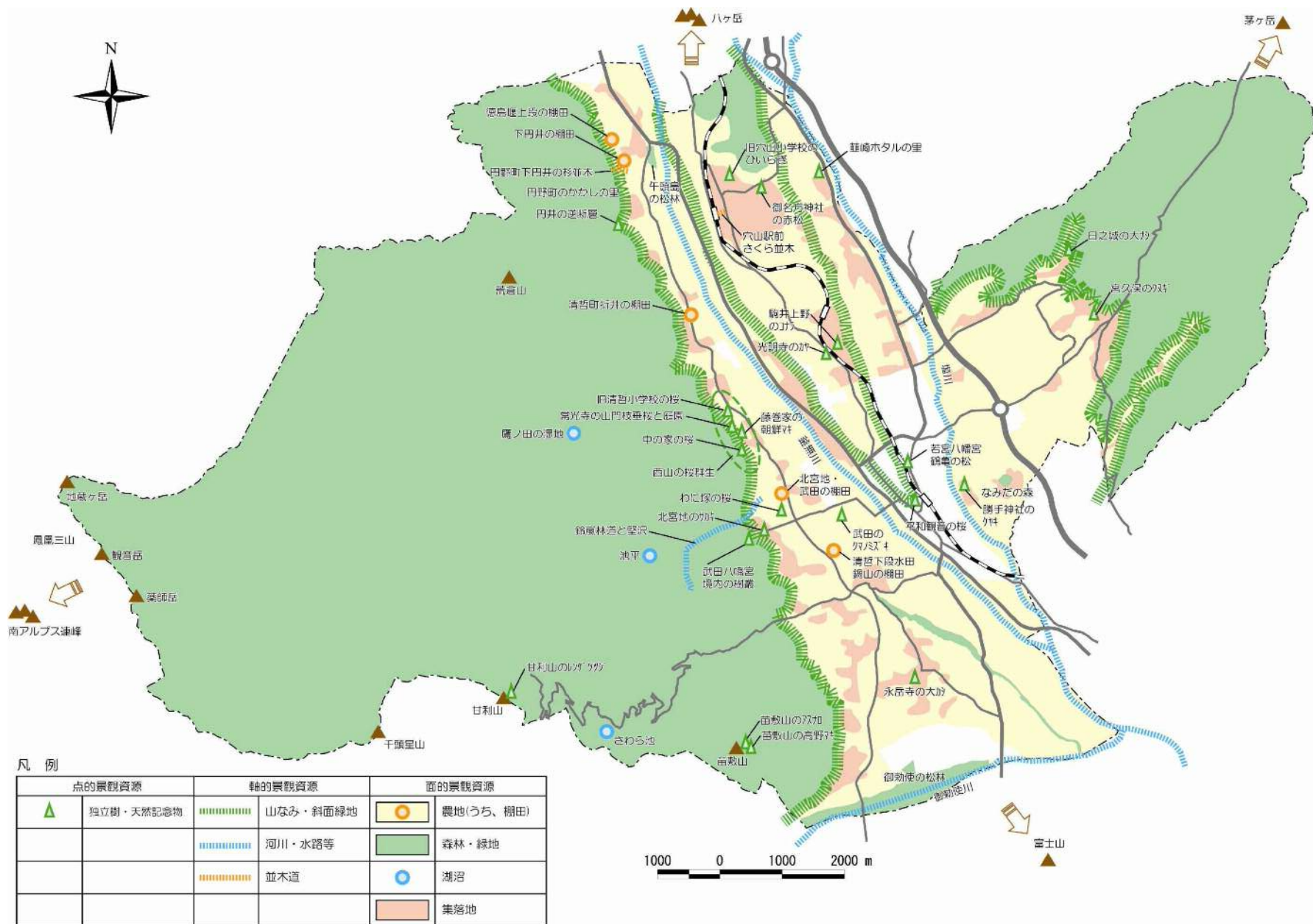


表 都市的景観資源一覧

点的景観資源	橋りょう	JR中央線の塩川に架かる鉄橋、夏目橋、武田橋、船山橋、JR中央線鉄橋、穴山橋 など
	公共施設等	韮崎駅、穴山駅、新府駅、韮崎小学校、穂坂小学校、韮崎高校、東京エレクトロン韮崎文化ホール、道の駅 韮崎、ゆ〜ぷるにらさき、大村美術館と白山温泉、韮崎西中学校、あけぼの福祉センター、旧湯舟公民館、韮崎工業高校、NICORI、にらさき文化村 など
	公園	韮崎中央公園、穂坂自然公園、深田記念公園、午頭島公園、韮崎公園、銀河鉄道展望公園、塩川ふれあい公園、穴山さくら公園、甘利沢川さくら公園、御勅使南公園 など
軸的景観資源	道路	中央自動車道、国道20号、国道52号、国道141号、主要地方道茅野北杜韮崎線、主要地方道韮崎昇仙峡線、一般県道北原下条南割線、本町通り、天神町通り、農免道路 韮崎南アルプス中央線 など
	鉄道	JR中央本線 など
	商店街	韮崎市駅前通り商店街、中心市街地商店街 など
面的景観資源	住宅地	
	工業地	御勅使工業団地 など



ゆ〜ぷるにらさき



銀河鉄道展望公園



韮崎駅



大村美術館

図 都市的景観資源マップ

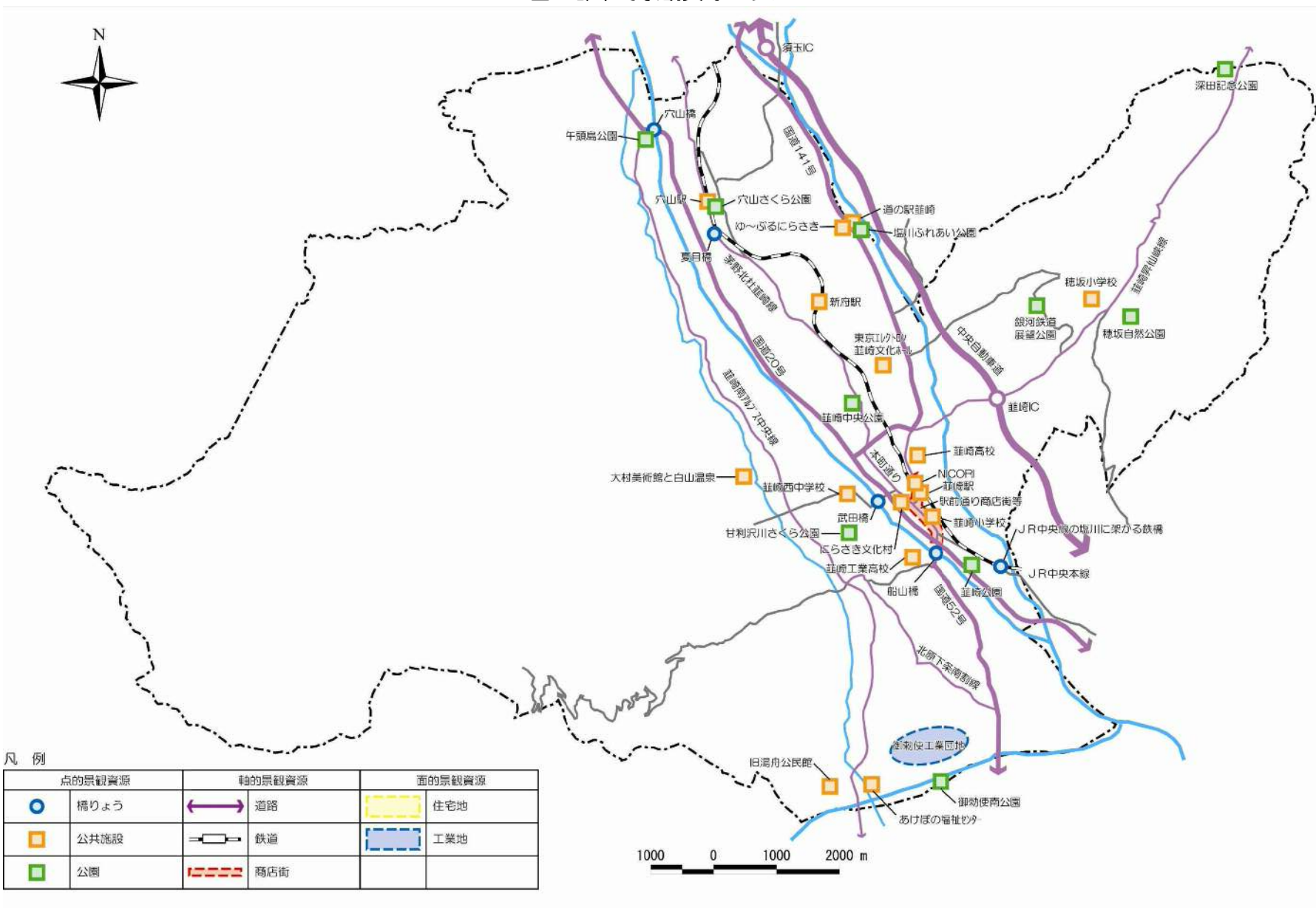


表 歴史的景観資源一覧

点的景観資源	歴史的建造物	武田八幡宮、願成寺、平和観音、若宮八幡宮、勝手神社、穂見神社、雲岸寺、葦崎窟観音、満福寺、光明寺、宗泉院、大輪寺、朝穂堰水配役人詰所文庫、葦崎の水車、慈眼院六地藏幢、藤武神社、井筒屋醤油店の建物、姫宮神社、倭文神社、三之蔵の諏訪神社、上今井諏訪神社、福地八幡神社、延命寺、當麻戸神社、柳原神社、中田町中条の観音堂、鷲宮神社、御崎神社、内藤長臣邸石積、御杉神社本殿、青木諏訪神社鳥居、折井雨宮寺、武田の古い医院、大公寺、浄蓮寺、白山神社、若宮神社、南宮神社、永岳寺、本照寺、旧中央線レンガ通路、小林一三仲宿分家、葦崎宿豪商の蔵座敷、為朝神社 など
	遺跡・史跡	新府城跡、白山城跡、武田信義公館跡、常光寺青木氏歴代の墓、穴山氏の墓、穴山氏居宅跡、石水の井戸、木曾氏の墓、日ノ出城跡、後田遺跡、坂井遺跡、堂坂の砦跡、能見城、水神碑、将棋頭、行餘館之碑、上手沢遺跡、鏡石 など
	行事・風物	武田の里祭り、案山子カーニバル、子の神祭、武田八幡宮例大祭 など
軸的景観資源	旧街道等	甲州街道、佐久甲州街道、新府城跡脇の旧往還、JR中央線廃線敷 など
	堰	藤井堰、徳島堰、朝穂堰 など
面的景観資源	歴史的街区	葦崎宿、中条宿、神山集落 など



新府城跡

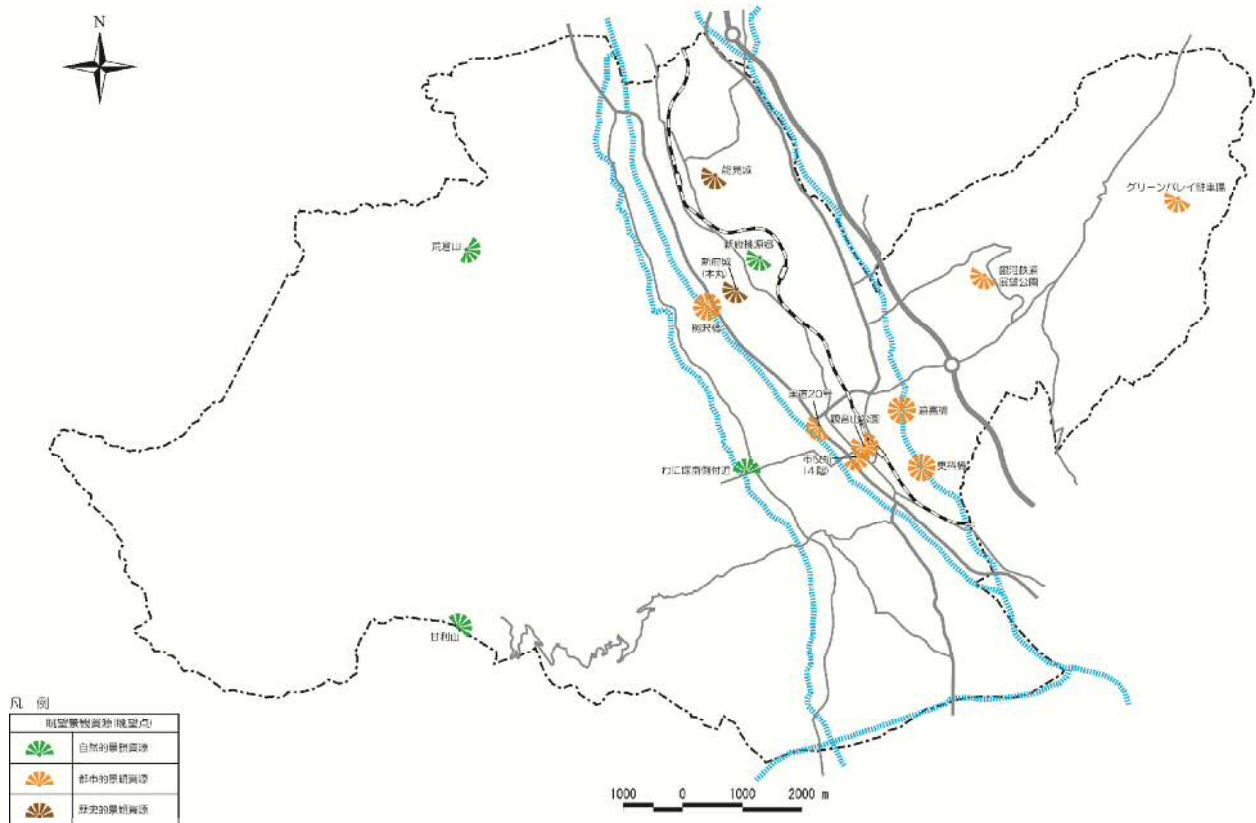


穂見神社

表 眺望景観資源一覧

眺望点	甘利山、七里岩台地、新府桃源郷、銀河鉄道展望公園、能見城、荒倉山、桐沢橋、新府城(本丸)、わに塚南側付近、道喜橋、市役所(4階)、グリーンバレイ駐車場、更科橋、国道20号、観音山公園
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------

図 眺望景観資源(眺望点)マップ



甘利山からの眺望

③地域固有の景観を構成する要素の把握

分類別景観資源の整理を踏まえ、本市固有の景観を「景観の骨格」「景観の構成」「景観の歴史的な背景」「眺望の特徴」「景観の阻害要因」の視点から整理・把握します。

【景観の骨格】

○河岸段丘と七里岩台地が織りなす特異な地形

ハヶ岳の噴火による岩屑流が釜無川と塩川の浸食によって形成された七里岩や、これら河川の河岸段丘、東部の茅ヶ岳を中心とした火山によって形成された傾斜地、御勅使川などに形成された扇状地など特徴的な地形が景観の骨格となっており、これら土地の有する特性に応じた土地利用が展開されて、本市独特の景観が形成されています。



七里岩台地と中心市街地の俯瞰

○利水・治水の技術が育んだ風土

釜無川や塩川などの河川は、特徴的な地形を生成し、また、舟運の中継地としての発展を支えてきました。これらは、南北方向の景観軸として景観の骨格を形成するとともに、開けた空間が周囲の山なみ等への眺望を可能にしています。

また、多くの恵みを受けて自然と共生した営みの姿を表す農村景観は、特異な地形を克服し、稔り豊かな土地を産み出すための利水・治水技術の導入によるところが大きく、御勅使川扇状地の灌漑を目的に整備された徳島堰などは、本市の歴史文化を語る上で重要な景観資源となっています。



釜無川



徳島堰

○雄大で緑濃き森林

本市は、茅ヶ岳を中心とした傾斜地に広がる森林や、南アルプス国立公園等に指定された鳳凰三山に連なる森林などの豊かな緑に囲まれており、これら山なみとその緑の広がり、市街地の遠景を構成し、四季とともに彩りを変える景観資源となって、景観の骨格を形成しています。



甘利山山頂

○都市の発展を支える景観の主軸

国道20号や国道52号、国道141号などの幹線道路は、古くは甲州街道などの街道として人や物が行き交う基盤となり、重要な役割を果たしてきました。これらの道路は、沿道の土地利用や建築物の立地を促すポテンシャルを有しており、その良否に関わらず景観の生成を促す骨格軸となっています。

特に道路は、沿道の景観を含め、多くの道路利用者の目に触れることから、その良否は市外からの来訪者等に与える本市の印象を左右する重要な景観資源といえます。



国道 141 号

【景観の構成】

○自然と共生した暮らしを表す農村景観

治水・利水技術によって育まれた農村景観は、春は桃色に染まる新府桃源郷などの果樹園の景観、夏は一面の緑色、秋は黄金色に染まる水田の景観など、自然に働きかけ、また自然から多くの恵みを受けてきた、いわば自然と共生する農村文化が具体化された景観といえます。

これらは、「武田の里」としての歴史文化的な景観であるとともに、本市を代表する重要な景観と位置づけられます。



新府桃源郷

○都市活動の基盤となる市街地

韮崎駅を中心とした市街地は、韮崎宿を起源として時代の移り変わりとともに姿を変えながらも、常に本市の拠点としての役割を果たしてきました。

しかしながら、甲府市のベッドタウン化や消費者の流出、幹線道路沿道などへの大規模店舗の立地に伴い、市街地の空洞化が進んでおり、街並みの連続性だけでなく、にぎわいや活気も以前と比較し失われつつあり、このことが景観面でもマイナス要因となっています。

I 序 編

【景観の歴史的な背景】

○市民の心の拠り所である「武田の里」

甲斐源氏の一人である武田信義が武田八幡宮で元服、武田氏を名乗り、甲斐武田氏が発祥し、また、武田勝頼が甲州流築城術の集大成として築いた未完の城である新府城は、武田氏最後の城であるなど、本市は武田氏にゆかりの深い、いわば「武田の里」です。こうした武田氏起源の様々な遺構は、市民の誇りや愛着を醸成する重要な地域資源となっています。



武田八幡宮鳥居

○甲州街道の宿場町としての歴史を語る街並み

江戸時代における甲州街道の整備、富士川の舟運の開設により発展した本市は、交通の要所としての宿場町が形成され、現在もなお、往時の面影を残しています。

葎崎宿においては、道標や馬つなぎ石などが、宿場町の趣を伝えているほか、ハヶ岳おろしによる埃の流入を防ぐ工夫として西側で約11度、東側で3～4度の角度で鋸歯状に建物が配置されるなど、地域の風土に対応した固有の街並みが形成されています。



葎崎宿の街並み

○養蚕業による発展を語る建築物

明治時代以降に本市の発展を牽引した養蚕業により産み出された、養蚕に適した煙だし屋根や突き上げ屋根などの独特の建築様式、また、入母屋造など日本の伝統的な様式による建築物が、集落地を中心とした景観を特徴づけています。



煙だし屋根をしつらえた家屋

【眺望の特徴】

○景観の背景となる山なみへの眺望

広大な農地や釜無川などの河川は、周囲への見通しのきく眺望景観を与え、空間的なゆとりや豊かさを感じさせます。さらに、それらの農地や河川は、遠く富士山をはじめ、鳳凰三山や南アルプスの前衛となる甘利山などの山なみが重層的に重なることで、眺望景観に深みや奥行きを与えています。



茅ヶ岳への眺望

また、七里岩台地の岩壁は斜面の樹林と相まって、市街地の背景となっており、自然の豊かさを一層引き立てる役割を果たしています。

○特異な地形がもたらすパノラマ

七里岩台地は、低地部からの眺望景観の背景であるとともに、その台地上から低地部を望むパノラマ景観の視点としても位置づけられます。

【景観の阻害要因】

○荒廃化の進む森林・農地

自然の豊かさを表す農地や森林は、従業者の高齢化や担い手不足など、農業・林業を取り巻く環境の悪化に伴う耕作放棄地の発生や森林の管理不足等から、良好な景観を損ないつつあります。また、一部では資材や廃棄物の集積場、作業場などの散在もみられ、周辺の自然的景観の魅力を損ねている場合もみられます。



耕作放棄地(鍋山付近)



産業廃棄物の集積場(大草町)

○増加傾向にある空き家・空店舗

地域によっては、人口の減少による空き家が見られるほか、葦崎駅周辺の商店街では、空店舗の増加に伴うにぎわいや活気の喪失から、地域のイメージを低下させる一因ともなっています。



駅前中央通り

○まとまりや周辺との調和を損ねる建築物・構造物

煙だし屋根や突き上げ屋根などの独特の様式の建築物や入母屋造など日本の伝統的な様式による建築物が、集落地を中心とした景観を特徴づけていますが、これらの地域においては、現代風の様式や色彩の建築物が主体となった小規模な開発が進んでおり、まとまりや周辺との調和を損ねている場合がみられます。

また、電線や電柱、統一感やデザイン的な配慮の不足したサイン・案内板などが、商店街等の街並みに雑然とした印象を与える要素となっている場合もみられます。

I 序 編

○自然的景観から際だつ工作物

森林や広がりのある農地の中に配置される高圧鉄塔や携帯電話の電波塔は、良好な景観を損ねているほか、富士山、ハケ岳などの遠景の眺望を妨げる要因のひとつとなっています。



中心市街地の鉄塔

○眺望を遮り、周辺と調和しない屋外広告物

屋外広告物は、視覚的に認識されることを目的として設置されるため、目立ちやすい場所や原色を用いた色彩、大きな表示面となることが多くなっています。

特に、市内では韮崎インターチェンジ付近や国道20号及び国道52号の交差点付近で多くの屋外広告物がみられ、眺望景観を遮る場合や、歴史的景観資源に隣接することで、景観的な不調和をもたらしている場合があります。



屋外広告物(船山橋交差点)

5. 良好な景観の形成に向けた課題

(1) 景観特性を踏まえた課題

○「武田の里」にふさわしい魅力ある街並みの形成

- ・甲斐武田氏に由来する多くの歴史的な景観資源の保護と適切な維持管理
- ・これら資源が集積する神山地区における、「韮崎市歴史文化基本構想」に基づく「武田の里」にふさわしい、魅力的な歴史的街並みの形成
- ・市内に点在する歴史的建造物の活用による「武田の里」としての印象や魅力を高める景観の形成

○歴史的景観資源の保全と活用

- ・地域のシンボル、心の拠り所となっている宗泉院や満福寺、願成寺などの社寺の維持・保全
- ・境内地等の特徴的な古木・巨木、花木、社叢の歴史的建造物と一体となった維持・保全

○美しい山岳地の景観の保全

- ・地藏ヶ岳、観音岳、薬師岳からなる鳳凰三山や甘利山など、山・山並みの自然公園法に基づく適正な保全

○森林の保全

- ・山岳地や丘陵地形を構成する深い森林の保全及び維持管理
- ・松くい虫対策等の病害虫、食害による被害への対策の推進

○七里岩台地の特徴的な景観の保全

- ・本市のシンボルである七里岩台地及び斜面の緑の保全

○水辺景観の維持・向上

- ・釜無川、塩川などの河川の水質保全と一層の維持管理
- ・徳島堰や藤井堰などの水路の桜並木や樹林地などと一体となった保全と活用
- ・治水安全面との調整のもとでの、周辺に調和した甘利沢などの沢の景観形成

○ふるさとを感じる田園集落景観の保全

- ・ふるさとを感じる田園集落景観を構成する農地や斜面緑地などの維持・保全
- ・屋根に特徴のある養蚕農家や入母屋造りの瓦葺などの家屋で構成される、集落景観の保全と維持管理

○農地の保全

- ・農業の保全・維持管理と有効活用の促進
- ・石積みの擁壁面を持つ棚田、新府桃源郷などの本市を代表する特徴的な農の景観の保全

○**韮崎市のイメージを高める市街地景観の魅力の向上**

- ・ 韮崎駅周辺における、市の「顔」にふさわしいイメージや魅力の感じられる景観の誘導

○**落ち着き・やすらぎの感じられる住宅地の景観の維持・創出**

- ・ 暮らしの場となる住宅地における、緑化等必要なルールに基づく景観の形成

○**道路を眺望点とする景観の維持・向上**

- ・ 道路からの遠景として眺めることのできる富士山やハヶ岳の眺望などの保全
- ・ 道路と沿道が一体となった景観形成による眺望景観の維持・改善

(2) 景観阻害要因の改善に向けた課題

○**周辺との調和に向けた景観の改善**

- ・ 耕作放棄地や手入れの不足した森林の適切な維持管理
- ・ 作業場や資材置場、廃棄物処理施設など、良好な景観を損ねている要因に対する景観的な配慮の誘導

○**周辺に調和しない建築物・構造物等の適切な誘導**

- ・ 景観づくりの視点も含めた土地利用や建築・開発行為などの適切な誘導
- ・ 鉄塔、携帯電話の電波塔などの工作物に対する景観的な配慮の誘導

○**屋外広告物の適切な誘導**

- ・ 良好な景観を損ねている屋外広告物に対する景観的な配慮の誘導
- ・ 良好な自然的景観や「武田の里」としての風情が感じられる歴史的景観周辺における、屋外広告物の適切な誘導策の検討

(3) 景観形成の推進に向けた課題

○**市民の景観に対する意識の醸成**

- ・ 景観に対する意識を高め、実際の景観づくり活動へとつなげるための取り組みの検討
- ・ 景観形成に向けた必要なルールを設定する場合における、理解を促すための積極的な情報公開・交換と合意形成に向けた取り組みの推進

○**市民の主体的な景観形成を促す仕組みづくり**

- ・ 市民による主体的な取り組みを支援する仕組みの検討

○**市民・事業者・行政による協働体制づくり**

- ・ 地域住民の意識の高まりや意向に応じた、市民相互、市民と行政の連携と協働による景観づくりを可能とする体制の検討
- ・ 建設や産業、教育・文化、市民活動など、市行政各分野の横断的な連携に向けた庁内体制の確立の検討

2. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観の将来像

景観形成を進めるにあたって、目標とする景観の将来像は、長期計画や都市計画マスタープラン等の計画を踏まえ、次のように掲げるものとします。

美しい自然と歴史文化を語る風景に心動かされるまち

本市は、東は茅ヶ岳、西は南アルプス国立公園等に指定された鳳凰三山から連なる森林に囲まれるとともに、南北方向に釜無川と塩川が流れ、これら河川の浸食によって形成された七里岩台地を有するなど、美しい自然に恵まれたまちです。

また、甲斐武田氏の発祥・終焉の地であるなど、武田氏にゆかりの深い、いわば「武田の里」として様々な遺構が残されており、市民の誇りや愛着を醸成する重要な地域資源となっています。

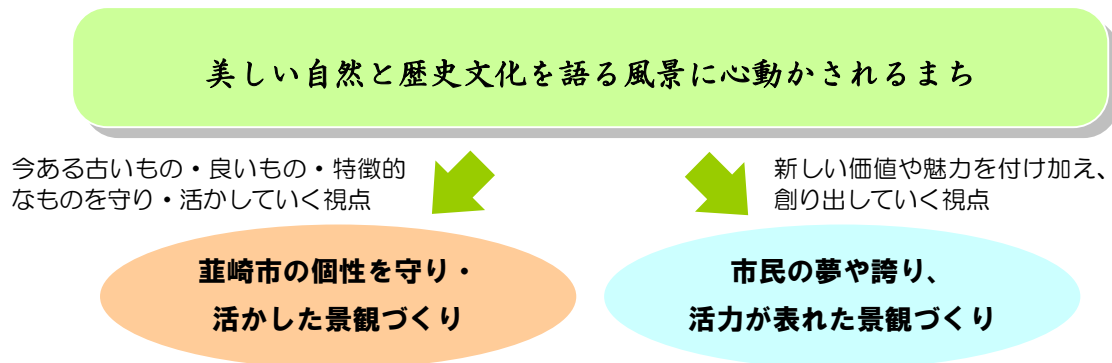
一方、本市は、江戸時代における甲州街道の宿場町、富士川の舟運の開設による川港として発展し、現在も中央自動車道韮崎インターチェンジや国道20号などの交通利便性の高さを活かした都市づくりが進められており、本市の景観は、四季折々に彩りを変える豊かな自然と歴史文化を基盤とした交通の要衝としてのまちの活力を映したものとなっています。

このため、景観の将来像は、雄大で美しい自然や「武田の里」としての歴史文化を大切に守り、活かすことにより、市民が地域への誇りや愛着を持ち、また訪れる人が本市の特徴ある景観にふれて感動することのできる「美しい自然と歴史文化を語る風景に心動かされるまち」とします。



(2) 基本理念

景観の将来像を実現するための景観形成の基本的な考え方として、次の基本理念を設定します。



● 葦崎市の個性を守り・活かした景観づくり

人々の価値観の変化や科学技術の発達は、まちの発展や私たちの暮らしの向上に大きく寄与した半面、地域の地理的条件や歴史・風土に関わりなく、機能性や実用性を重視した画一的な景観を全国に出現させました。

本市の景観づくりは、こうした状況に鑑み、ただ単に「見た目の良さ」や「機能性・実用性」だけを追うのではなく、個性を重視した景観づくりを目指します。

このため、富士山をはじめとした周囲の緑濃き山々への眺望や「武田の里」としての歴史文化、景観を何ものにも代え難い私たちの財産として守り、育て、また活かしながら魅力を高めていくことを基本理念とします。

● 市民の夢や誇り、活力が表れた景観づくり

景観は「見ることのできる環境」として、まちの総合的な暮らしやすさの良否を測る「ものさし」といわれています。

本市の景観づくりは、「葦崎市の個性を守り・活かした景観づくり」によって今ある景観を守るだけでなく、夢や誇り、にぎわいや活力が感じられる景観となるよう、まちの持続的な発展や暮らしやすさなどを重視した景観づくりを目指します。

このため、先人から受け継いだ本市の個性ある景観を守り・活かすとともに、新たな価値や魅力を付け加え、創り出すことを基本理念とします。

II 計画編

(3) 基本目標

景観の将来像の実現に向け、基本理念を踏まえつつ、今後何を「まもり(保全)、いかし(活用)」「つくり(創出)」「たかめ(向上)」「はぐくむ(育成)」が必要となるのか、基本目標として次の4つの景観形成の基本的な考え方を示します。

＜景観形成の基本的な考え方＞

- 『まもり(保全)、いかす(活用)』：守るべき景観を適切に守るとともに、これらを活かし、魅力的なものにすること
- 『つくる(創出)』：新しい韮崎市の魅力、「夢や誇り」の感じられるまちを創り出すこと
- 『たかめる(向上)』：景観をより良好なものへと高めていくこと
- 『はぐくむ(育成)』：市民共有の財産として、ともに育んでいくこと

基本目標①
『まもり、
いかす』

**美しい自然と「武田の里」としての歴史文化が
感動を呼ぶ風景を継承する**

鳳凰三山や茅ヶ岳、遠く富士山や八ヶ岳などの山々、釜無川や塩川などの河川、四季折々に彩りを変える果樹園や水田などによって構成される景観は、自然の豊かさや暮らしやすさを印象づけています。

また、武田の里ゆかりの歴史的建造物は、社叢等の周辺の緑と一体となって、本市の歴史と文化を語る風格を感じさせる景観をつくっています。また、韮崎宿の街並みなどには、甲州街道の宿場町、富士川の舟運の開設による川港として発展した本市の個性が表れています。

こうした自然と歴史文化を語る景観については、その価値を再認識し大切に守っていくとともに、地域のさらなる発展や市民の地域に対する愛着や誇りを醸成するための地域資産として活用することにより、先人が築き、残してきた本市固有の景観として次代へと引き継いでいきます。

基本目標②
『つくる』

**夢と誇り、発展と活力の感じられる
魅力的な街並みを創り出す**

甲州街道の宿場町、富士川の川港から、農業や養蚕業を中心とした農村を経て、交通利便性を活かした産業・生活都市へと、時代とともに都市の姿も変化しており、農地や住宅地、商業地、工業地などの多様な土地利用とそこに立地する建築物が相まって、地域によって個性のある景観がつくられています。

景観の将来像を実現するためには、将来を通じた持続的な発展が不可欠なことから、固有の景観を守り、活かしながらも、商業地のにぎわいや活気、住宅地の落ち着きやすらぎなど、それぞれの地域が持つ個性を大切に、新たな魅力を感じさせる表情豊かな街並みを創り出していきます。

基本目標③
『たかめる』

**多様な価値観を尊重しつつ、
景観・街並みをより良いものへと向上させる**

かつて養蚕業が栄えたことを背景に、屋根の形状に特徴のある切妻造の養蚕建築が本市の景観を特徴づけていますが、技術の進歩や市民の生活様式、価値観の変化に伴い、景観を構成する要素としての建築物は形状や色彩、素材の多様化が進むとともに、土地利用に対するニーズも多様化しているため、本市固有の街並みも大きく姿を変えようとしています。

このため、多様な価値観を尊重するとともに、周辺の景観や街並みとの調和に配慮しながら、より良い景観へと高めていきます。

基本目標④
『はぐくむ』

**夢と誇りを持ち、誰もが協力し合って、
心動かされる風景を育む**

本市固有の景観は、先人達の強い郷土愛によってつくられ、その景観が私たちのまちに対する誇りを醸成しています。かつて先人達がしてきたように、暮らしの営みに関わる私たちの行動一つ一つが景観を創り、その結果が次代の市民の夢や誇りにつながっていくことを自覚することが求められています。

このため、市民、事業者、行政の各主体の役割分担と連携による、息の長い取り組みを進めることにより、感動によって「心動かされる」景観を育んでいきます。



平和観音

II 計画編

(4) 景観の構造

景観特性を踏まえつつ、基本目標の実現に向けた本市の景観構造を構築します。

①景観構造の基本的な考え方

景観の構造は、市民や観光客が集まり、特に優れた景観に触れて、本市の印象や魅力を高める点的な景観資源やこれらが集積した一定のエリアを「拠点」として位置づけるとともに、これらを景観の「軸」で結ぶことにより、景観のネットワークを構築することとします。

また、「拠点」や「軸」による景観づくりと連動し、景観の同質性やそれら景観の持つ特性・課題に応じて「ゾーン」を設定し、面的な広がりをもった景観づくりを進めることとします。

②景観構造の設定

【ゾーン】

建築物や土地利用、植生などを背景とした景観の同質性から、面的にまとまりのある範囲をゾーンとして区分し、一定の方針やテーマのもとで景観づくりを進めます。

特に、神山地区は、歴史・文化的な資源を活かした景観づくりを進める上で重要性が高く、景観の保全が求められる優れた景観資源が分布・集積する区域であること、「韮崎市歴史文化基本構想」における「保存活用推進地域」として、歴史的環境を活かしたまちづくりの方向が位置づけられていることから、「景観形成重点ゾーン」として区分することとします。

ゾーン区分	概ねの位置範囲
山岳森林ゾーン	・都市計画区域外で概ね現況土地利用が山林の区域
高原・樹園ゾーン	・七里岩台地上部の区域 ・塩川以東で山岳森林ゾーン以外の区域
まちなかゾーン	・都市計画区域のうち、高原・樹園ゾーン以外、田園集落ゾーン以外及び神山地区以外の区域
田園集落ゾーン	・釜無川以西で概ね現況土地利用が農地の区域及び七里岩台地と塩川に挟まれた都市計画区域外の区域
神山地区景観形成重点ゾーン	・神山地区

【軸】

景観の骨格を構成して拠点を結びつけるとともに、それらに沿って移動することで周辺景観を連続的に認識することのできる視点となる重要な道路や河川等を、軸として位置づけます。

<道路の景観軸>

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・中央自動車道 | ・国道20号 |
| ・国道52号 | ・国道141号 |
| ・主要地方道韮崎昇仙峡線 | ・主要地方道甲府韮崎線 |
| ・主要地方道茅野北杜韮崎線 | ・主要地方道韮崎南アルプス中央線 |
| ・一般県道島上条宮久保絵見堂線 | ・一般県道武田八幡神社線 |
| ・一般県道甘利公園線 | ・一般県道北原下条南割線 |

<河川・水路の景観軸>

- | | |
|-------|------|
| ・釜無川 | ・塩川 |
| ・御勅使川 | ・徳島堰 |

【拠点】

地域の象徴・ランドマークとなって、市内外から多くの人が集まり、その優れた景観や眺望によって本市の印象や魅力を感じさせる景観資源の周辺を、拠点として設定します。

＜自然的拠点＞

- ・ 韮崎中央公園周辺
- ・ 甘利山山頂周辺
- ・ 銀河鉄道展望公園周辺

＜都市的拠点＞

- ・ 韮崎駅周辺

＜歴史的拠点＞

- ・ 神山地区周辺
- ・ 新府城跡周辺
- ・ 韮崎宿周辺
- ・ 能見城跡周辺

＜眺望拠点＞

- ・ 甘利山
- ・ 新府桃源郷
- ・ 能見城
- ・ 桐沢橋
- ・ わに塚南側付近
- ・ 市役所(4階)
- ・ 更科橋
- ・ 観音山公園
- ・ 七里岩台地
- ・ 銀河鉄道展望公園
- ・ 荒倉山
- ・ 新府城(本丸)
- ・ 道喜橋
- ・ グリーンバレイ駐車場
- ・ 国道20号



市役所(4階)からの富士山の眺望

図 景観構造図



<凡 例>

【ゾーン】	【軸】	【拠点】
山岳森林ゾーン	道路の景観軸	自然的拠点
高原・樹園ゾーン	河川・水路の景観軸	都市的拠点
まちなかゾーン		歴史的拠点
田園集落ゾーン		眺望拠点(自然的眺望点)
神山地区景観形成重点ゾーン		眺望拠点(都市的眺望点)
		眺望拠点(歴史的眺望点)

(5) ゾーン別景観形成方針

基本目標を踏まえ、ゾーン別の景観形成方針を設定します。

①山岳森林ゾーン

- ・自然の豊かさや本市の景観の特徴である良好な眺望景観の対象として、自然公園法等の適切な運用により地形と緑濃き森林が織り成す景観を保全します。
- ・自然地形の改変や森林の伐採など、周辺の緑を基調とした景観を損ねる行為を適切に規制・誘導します。
- ・当該ゾーンに位置する道路沿道においては、森林が景観の主たる対象となるため、森林や里山を保全・再生します。また、沿道の法面やよう壁の修景など、周辺景観との調和に配慮します。
- ・自然的拠点に位置づけられる甘利山山頂周辺においては、必要に応じ、既存の緑地や自然地形をできる限り生かした施設整備などにより、自然の豊かさを印象づける景観を創出します。
- ・甘利山、荒倉山、グリーンバレイ駐車場などの眺望拠点においては、良好な眺望を眺める場としての環境を創出するとともに、周辺における眺望に配慮した土地利用や建物の立地を誘導します。

②高原・樹園ゾーン

- ・七里岩台地は、眺望景観の重要な対象であるとともに、本市の個性的な景観を表す重要な資源として、崖面及びこれらを覆う緑地を保全します。
- ・果樹園を主体とした農地の景観を保全します。
- ・遊休農地の有効活用を促進し、周辺の農地と一体となった良好な景観へと誘導・再生します。
- ・伝統的な農家住宅などの街並みの景観を尊重した土地利用や建物の立地を誘導し、良好な集落景観を維持・保全します。
- ・当該ゾーンに位置する道路沿道においては、森林や果樹園の樹林が景観の主たる対象となるため、沿道の緑化や周辺景観に調和した土地利用・建物の立地を誘導します。
- ・自然的拠点に位置づけられる銀河鉄道展望公園周辺においては、必要に応じ、既存の緑地や自然地形をできる限り生かした施設整備などにより、自然の豊かさを印象づける景観を創出します。
- ・同様に、自然的拠点に位置づけられる葦崎中央公園周辺においては、スポーツ・レクリエーション、休息など、それぞれの特徴や求められる機能にあったテーマのもとで、建築物や工作物などの形態意匠を工夫します。
- ・歴史的拠点においては、「武田の里」を象徴する資源である新府城跡や能見城跡などの歴史的景観資源を保全するとともに、観光や余暇・レクリエーションの資源として活用します。また、周辺においては、残されている伝統的な建築物等の形態意匠を尊重し、歴史的景観資源が有する風情や雰囲気と調和した景観を保全・誘導します。
- ・七里岩台地、新府桃源郷、銀河鉄道展望公園、能見城、新府城(本丸)及び観音山公園などの眺望拠点においては、良好な眺望を眺める場としての環境を創出するとともに、周辺における眺望に配慮した土地利用や建物の立地を誘導します。

③まちなかゾーン

- ・住宅地においては、色彩の調和を促すなど、落ち着きやすさの感じられる暮らしの場にふさわしい街並みの景観を形成します。また、住宅地の緑は街並みにうるおいや彩りを与える重要な要素と捉え、それらを活かした景観を形成します。
- ・都市的拠点に位置づけられる商業地においては、にぎわいが感じられる街並みの再生を目指します。また、色彩や形態意匠に一定の統一感を持たせるなど、街並みとしてのまとまりや連続性に配慮した建築物や屋外広告物の掲出などを誘導します。
- ・工業地の長大な壁面を持つ工場や倉庫などについては、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減するなど、周辺景観との調和に配慮した景観形成を誘導します。また、周辺の良好な景観を保全するため、必要に応じて緑化を促進するなど、うるおいの感じられる景観を誘導します。
- ・当該ゾーンに位置する道路は、沿道の建築物や屋外広告物、電柱・電線その他道路占用物などの様々な要素で景観が形成されることから、住宅地や商業地など沿道の特性を踏まえた良好な道路景観を創出します。
- ・歴史的拠点に位置づけられる葦崎宿周辺においては、伝統的な建築物等の形態意匠を尊重し、歴史的景観資源が有する風情や雰囲気と調和した景観を保全・誘導します。
- ・道喜橋、市役所(4階)、更科橋、国道 20 号が位置づけられる眺望拠点においては、良好な眺望を眺める場としての環境を創出するとともに、周辺における眺望に配慮した土地利用や建物の立地を誘導します。特に、富士山への眺望に優れた国道 20 号においては、沿道の建築物や屋外広告物、道路占用物などの適切な誘導を検討します。

④田園集落ゾーン

- ・農地の保全と活用により、美しい田園景観を形成します。
- ・伝統的な農家住宅などの街並みの景観を尊重した土地利用や建物の立地を誘導し、良好な集落景観を維持・保全します。
- ・棚田などの地形を活かした特徴的な田園景観や斜面緑地、水路など、自然と暮らしが共生した里山的な景観を保全します。またこれらを活かしたネットワーク（景観軸）を形成します。
- ・当該ゾーンに位置する道路は、農地の開けた眺望に優れた特徴があることから、田園景観に配慮した建物の立地を誘導します。
- ・桐沢橋が位置づけられる眺望拠点においては、良好な眺望を眺める場としての環境を創出するとともに、周辺における眺望に配慮した土地利用や建物の立地を誘導します。

⑤ 神山地区景観形成重点ゾーン

- ・「武田の里」を象徴する武田八幡宮などの歴史的景観資源を保全するとともに、これらを際立たせ、また調和する街並みを形成します。
- ・落ち着いた街並みから突出する高さの建築物の立地を抑制するなど、武田八幡宮や白山城跡などの眺望点からの眺望、参道における見通しを確保します。
- ・景観を損ねる広告物の掲出を制限するとともに、個性や感性の感じられる色彩やデザイン、素材などを工夫した、歴史文化的な雰囲気演出する要素となる広告物を誘導します。
- ・散策コースの設定などによって歴史的景観資源相互を結びつけることにより、観光や余暇・レクリエーションの資源として活用します。
- ・当該ゾーンに位置する道路は、ゾーンにおける景観づくりを先導するため、必要に応じた修景整備により、質の高い景観の形成を推進します。
- ・わに塚南側付近が位置づけられる眺望拠点においては、良好な眺望を眺める場としての環境を創出するとともに、周辺における眺望に配慮した土地利用や建物の立地を誘導します。



武田八幡宮

3. 行為の制限に関する事項

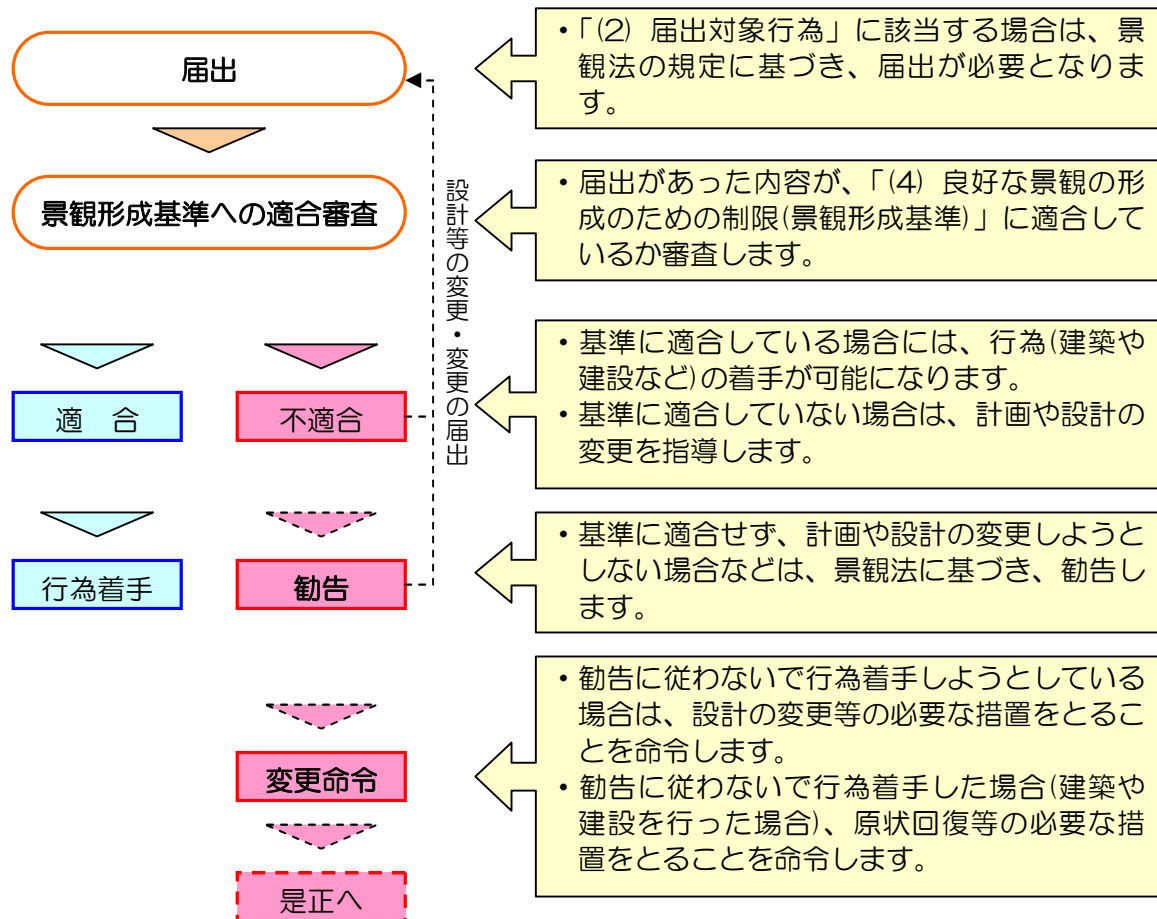
(1) 景観法等に基づく行為の制限について

良好な景観形成の方針に沿った景観形成を進めるためには、一定のルールに基づいて建築物の建築や土地の造成などが行われるかを事前に把握し、これらの行為が適切に行われるよう誘導することが求められます。

このため、景観法に基づき、景観計画区域内で建築物の建築や工作物の建設等を行う場合には、その「行為」を行うことを「届出」し、「景観形成基準」に適合するか審査を行うこととしています。

手続きの流れは次図に示すとおりであり、「景観形成基準」に適合しない場合は、計画・設計変更を行うよう指導します。また、指導に従わなかった場合は、それらを是正するように勧告します。さらに、勧告に従わない場合などは、より強制力のある変更命令を行います。

図 行為の制限に関わる手続きの流れ



(2) 届出対象行為

良好な景観形成の方針に沿った景観形成を進めるため、景観法に基づいて届出が必要となる対象行為は、次のとおりです(景観法第16条)。

景観形成重点ゾーンを除く景観計画区域においては、良好な景観に及ぼす影響の大きさを考慮し、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設などの行為を対象としています。

【景観計画区域(景観形成重点ゾーンを除く市全域)】

届出対象行為
<p>建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. まちなかゾーンのうち、都市計画法に規定する商業地域で、高さ31mまたは建築面積2,000㎡を超えるもの イ. まちなかゾーンのうち、都市計画法に規定する商業地域を除く用途地域で、高さ20mまたは建築面積1,500㎡を超えるもの ウ. まちなかゾーンのうち、都市計画法に規定する用途地域以外の地域で、高さ15mまたは建築面積1,000㎡を超えるもの エ. 田園集落ゾーンで、高さ15mまたは建築面積1,000㎡を超えるもの オ. 高原・樹園ゾーンで、高さ15mまたは建築面積1,000㎡を超えるもの カ. 山岳森林ゾーンで、高さ15mまたは建築面積1,000㎡を超えるもの
<p>工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもので、高さ15mを超えるもの イ. 垣、さく、塀その他これらに類するもので、高さ3mを超えるもの ウ. 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもので、高さ15mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの エ. 電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔、アンテナその他これらに類するもので、高さ20mを超えるもの オ. 太陽光発電施設その他これらに類するもので、山岳森林ゾーン及び高原樹園ゾーンで地上に設置する敷地面積が500㎡を超えるもの、まちなかゾーン及び田園集落ゾーンで地上に設置する敷地面積が1000㎡を超えるもの
面積が1,000㎡を超える開発行為
土地の区画形質の変更で、面積が1,000㎡を超えるもの
90日を超える屋外における物品の集積または貯蔵で、物品の高さ5mまたはその用に供されている土地の面積1,000㎡を超えるもの

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物または工作物の上端までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする(以下、「建築物及び工作物の高さ」は、これを準用)。

(届出を要しない行為)

景観法第16条第7項に定めるもののほか、次の行為は届出を要しないものとします。

- 1 届出対象となる規模の建築物にあって、改築又は増築で当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの
- 2 届出対象となる規模の建築物・工作物にあって、建築物と一体となって設置される工作物の新築で当該新築に係る工作物の部分の高さが1m以下のもの(遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等の工作物にあっては、当該新築に係る工作物の部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。)
- 3 届出対象となる規模の工作物にあって、改築又は増築で当該改築又は増築後の工作物の高さが当該改築又は増築前の工作物の高さから1mを加えた高さ以下のもの(遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類する工作物にあっては、当該改築又は増築に伴い増加した部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。)
- 4 届出対象となる規模の建築物にあって、模様替え又は色彩の変更で当該行為に係る部分(当該建築物の外観を変更することとなる部分に限る。)の面積の合計が10㎡以下のもの
- 5 自然公園、河川区域又は国もしくは県指定の文化財等の指定地域(それぞれの法令に基づいた許認可又は届出が必要なもの)で行う行為
- 6 非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- 7 国又は地方公共団体が行う行為(ただし、通知は必要)
- 8 仮設の建築物等の新築、改築、増築もしくは移転又は模様替えもしくは色彩の変更
- 9 建築物等の改築でその外観の変更を伴わないもの
- 10 集積又は貯蔵の用に供される土地の周辺の道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から当該集積され、又は貯蔵された物品を見通すことができない物品の集積又は貯蔵
- 11 地盤面下又は水面下における行為

<参考—景観法第16条第7項に定める届出を要しない行為>

- 1 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 3 略(法による許可を受けて行う景観重要建造物の行為)
- 4 略(景観重要公共施設の整備として行う行為)
- 5 略(景観計画にその基準が定められている景観重要公共施設が許可を受けて行う行為)
- 6 略(景観農業振興整備計画の区域内において許可を受けて行う開発行為)
- 7 略(自然公園法の許可の特例に基づく許可を受けて行う行為)
- 8 略(景観地区内で行う建築物の建築等)
- 9 略(景観地区工作物制限条例が定められている景観地区内で行う工作物の建設等)
- 10 略(地区計画等が定められている区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為)
- 11 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

＜参考一政令で定める通常の管理行為、軽易な行為＞

第8条 法第16条第7項第1号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 2 仮設の工作物の建設等
- 3 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 4 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さ(1.5m以下)のものを除く。）
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道もしくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓

【神山地区景観形成重点ゾーン】

届出対象行為
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で、高さ15mまたは建築面積1,000㎡を超えるもの
<p>工作物の新築、改築もしくは増築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア. 煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもので、高さ15mを超えるもの</p> <p>イ. 垣、さく、塀その他これらに類するもので、高さ3mを超えるもの</p> <p>ウ. 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもので、高さ15mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの</p> <p>エ. 電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔、アンテナその他これらに類するもので、高さ15mを超えるもの</p> <p>オ. 太陽光発電施設その他これらに類するもので、地上に設置する敷地面積が500㎡を超えるもの</p>
面積が1,000㎡を超える開発行為
土地の区画形質の変更で、面積が1,000㎡を超えるもの
90日を超える屋外における物品の集積または貯蔵で、物品の高さ5mまたはその用に供されている土地の面積1,000㎡を超えるもの

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物または工作物の上端までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする(以下、「建築物及び工作物の高さ」は、これを準用)。



わに塚のサクラ

(届出を要しない行為)

景観法第16条第7項に定めるもののほか、次の行為は届出を要しないものとします。

- 1 届出対象となる規模の建築物にあって、改築又は増築で当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの
- 2 届出対象となる規模の建築物・工作物にあって、建築物と一体となって設置される工作物の新築で当該新築に係る工作物の部分の高さが1m以下のもの(遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設等の工作物にあっては、当該新築に係る工作物の部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。)
- 3 届出対象となる規模の工作物にあって、改築又は増築で当該改築又は増築後の工作物の高さが当該改築又は増築前の工作物の高さに1mを加えた高さ以下のもの(遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類する工作物にあっては、当該改築又は増築に伴い増加した部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。)
- 4 届出対象となる規模の建築物にあって、模様替え又は色彩の変更で当該行為に係る部分(当該建築物の外観を変更することとなる部分に限る。)の面積の合計が10㎡以下のもの
- 5 自然公園、河川区域又は国もしくは県指定の文化財等の指定地域(それぞれの法令に基づいた許認可又は届出が必要なもの)で行う行為
- 6 非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- 7 国又は地方公共団体が行う行為(ただし、通知は必要)
- 8 仮設の建築物等の新築、改築、増築もしくは移転又は模様替えもしくは色彩の変更
- 9 建築物等の改築でその外観の変更を伴わないもの
- 10 集積又は貯蔵の用に供される土地の周辺の道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から当該集積され、又は貯蔵された物品を見通すことができない物品の集積又は貯蔵
- 11 地盤面下又は水面下における行為

(3) 特定届出対象行為

景観法では、景観形成基準に適合しない行為を行おうとしている場合には市長が勧告できることが定められています。また、景観法では、形態または色彩その他の意匠の制限に適合しない場合、変更その他必要な措置をとることを命じること(変更命令)のできる行為を特定届出対象行為と規定しています。これら勧告及び変更命令を措置することで、良好な景観形成の実現性を高めていることが、景観法の大きな特徴となっています。

なお、本市における特定届出対象行為は、「(2)届出対象行為」に示す届出を要する行為のうち、建築物の建築等及び工作物の建設等に関わる行為の全てとします。

II 計画編

(4) 良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)

景観計画区域における、建築物及び工作物の形態または色彩その他の意匠の制限並びに良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)は次のとおりです。

【景観計画区域(景観形成重点ゾーンを除く市全域)】

行為	事項	景観形成基準	
建築物及び 工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線および隣地境界線からは、できるだけ後退すること 周辺および敷地内の建築物との調和に配慮した配置とすること 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすこと 	
	外観	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観と調和させること 壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 外壁または屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物等の本体および周辺の景観と調和させること 屋外階段、バルコニー等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体と調和させること
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観と調和させること
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 耐久性および耐候性に優れた材料の使用に努めること
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内においては、緑化に努めること 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるように樹木の高さおよびその配置に配慮すること 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないような位置および高さとする 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないような位置、形態意匠、色彩および材料とすること 優れた景観を有する山岳等または貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、できる限り勾配のある屋根を設けること 都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること 太陽光発電施設等は、山岳森林ゾーン及び高原樹園ゾーンではできるだけ建築物の屋根や屋上の設置に努めること 太陽光発電施設等を地上に設置する場合の基準は別に定める 		
開発行為・ 土地区画形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化等による影響の軽減を行うこと 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全するとともに、積極的に活用すること 	
屋外における物品の集積 または貯蔵		<ul style="list-style-type: none"> 集積または貯蔵を始める位置は、道路等の公衆の通行し、または集合する敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積または貯蔵とすること 敷地の周囲に植栽を行うなど、できる限り遮へいすること 	

【神山地区景観形成重点ゾーン】

行為	事項	景観形成基準																		
建築物及び 工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等に接する敷地境界線からの後退は、周囲の街並みとの調和に配慮した位置とすること 周辺および敷地内の建築物との調和に配慮した配置とすること 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすこと 																		
	外観	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観と調和させること 壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 歴史的な風情を残す街なみ景観と調和した形態意匠とすること 外壁または屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物等の本体および周辺の景観と調和させること 屋外階段、ベランダ等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体と調和させること 																	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、次のア～イのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 建築物の屋根にあって、次のa～bの色彩 <ul style="list-style-type: none"> a. 和瓦や銅板などによるものの色彩 b. 地域の特徴的な色彩で市が認めるもの イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあって、次のa～cの色彩 <ul style="list-style-type: none"> a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩 b. 地域の特徴的な色彩で市が認めるもの c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の10分の1未満の場合 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">R(赤)・YR(黄赤)</td> <td>制限なし</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y(黄)</td> <td>制限なし</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の「使用する色相」「明度」「彩度」の基準は、JIS Z8721 に定めるマンセル値による。</p>	色相	明度	彩度	R(赤)・YR(黄赤)	制限なし	3以下	8以下	6以下	Y(黄)	制限なし	3以下	8以下	4以下	上記以外の色相	制限なし	1以下	8以下
	色相	明度	彩度																	
R(赤)・YR(黄赤)	制限なし	3以下																		
	8以下	6以下																		
Y(黄)	制限なし	3以下																		
	8以下	4以下																		
上記以外の色相	制限なし	1以下																		
	8以下	2以下																		
材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 耐久性および耐候性に優れた材料の使用に努めること 																			
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内においては、緑化に努めること 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるように樹木の高さおよびその配置に配慮すること 																		

II 計画編

行為	事項	景観形成基準
建築物及び 工作物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないような位置および高さとする ・神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないような位置、形態意匠、色彩および材料とする ・優れた景観を有する山岳等または貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、できる限り勾配のある屋根を設ける ・都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努める ・太陽光発電施設等は、できるだけ建築物の屋根や屋上の設置に努める ・太陽光発電施設等を地上に設置する場合の基準は別に定める
開発行為・ 土地区画形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う ・擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化等による影響の軽減を行う ・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全するとともに、積極的に活用する
屋外における物品の集積 または貯蔵		<ul style="list-style-type: none"> ・集積または貯蔵を始める位置は、道路等の公衆の通行し、または集合する敷地境界からできるだけ離れた位置とする ・積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積または貯蔵とする ・敷地の周囲に植栽を行うなど、できる限り遮へいする

◎太陽光発電施設等に関する景観形成基準【景観計画区域（市全域共通）】

行為	事項	景観形成基準
<p>工作物 （太陽光発電施設等）</p>	<p>地上に設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 太陽光電池モジュールの色彩は、黒又は濃紺色を基調に、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること • 太陽光電池モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用し角度を抑え、周囲の景観から突出しないよう低く設置すること • 太陽光電池モジュールのフレームや架台の色彩は、モジュール部分と同等のものとし、素材は低反射のものを使用すること • パワーコンディショナー、分電盤、フェンス、引込柱等の付属施設は、景観に配慮した位置に設置し、その色彩はモジュール部分と同等のものを使用すること • 歩行者及び周囲の景観への影響がある場合は、敷地境界から後退し植栽等による目隠しなど、周囲との調和に配慮すること • 主要な道路等からは、必要に応じ植栽やフェンス等で目隠しを行い望見できないよう配慮すること • 神山重点ゾーン及び貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、周囲の景観に違和感を与えないよう特に配慮すること • 山岳森林ゾーン及び高原樹園ゾーンにあっては、優れた眺望箇所から視認できる場所をできるだけ避けて設置し、やむを得ず視認できる場所に設置する場合は、周辺景観と調和するよう位置、形態、意匠、色彩等について、特に配慮すること • 山岳森林ゾーン及び高原樹園ゾーンにあっては、尾根線上、丘陵地又は高台等の稜線を乱さないなど、土地の形状変更は最小限にとどめ、周囲の景観に違和感のないよう特に配慮すること

□参考—色彩基準の考え方について

- ・県の色彩に関わる基準は、「けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること」となっており、一般に「落ち着いた色彩」とされる「彩度」「明度」の範囲は下記に示すとおりとされています。そのため、「高彩度色」及び「中彩度・高明度色」が「けばけばしい色彩」に該当し、制限すべき色彩として基準を設定しています。
- ・なお、屋根葺材固有の色彩や地域の特徴的な屋根の色彩、自然素材等を用いた外壁の色彩等は、周辺景観を損ねるものではないと考え、適用除外として設定しています。

表 彩度及び明度のパターン分類による周辺景観への影響度

【一般的な市街地・集落地】

	低彩度色	中彩度色	高彩度色
高明度色	○	×	×
中明度色	○	○	×
低明度色	○	○	×

【歴史的街区：外壁】

	低彩度色	中彩度色	高彩度色
高明度色	○	×	×
中明度色	○	△	×
低明度色	○	△	×

【歴史的街区：屋根面】

	低彩度色	中彩度色	高彩度色
高明度色	×	×	×
中明度色	○	×	×
低明度色	○	×	×

表 彩度によるパターン分類

	色相	彩度
低彩度色	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	0～3
	GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)	0～1
中彩度色	R(赤)・YR(黄赤)	3～6
	Y(黄)	3～4
	GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)	1～2
高彩度色	R(赤)・YR(黄赤)	6～
	Y(黄)	4～
	GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)	2～

表 明度によるパターン分類

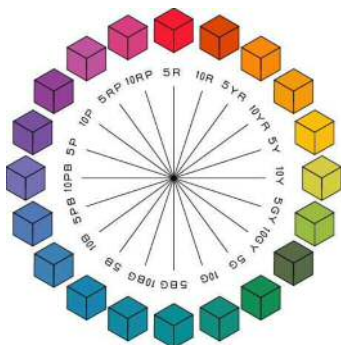
	色相	明度
低明度色	各色相共通	1～5
中明度色		5～8
高明度色		8～

□参考—マンセル表色系とは

- マンセル表色系とは、色を定量的に表す体系である表色系の1つで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現するものです。
- 日本では、JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）として規格化されており、「マンセル値」という記号で色彩が特定されることになります。

- 色相：赤、黄、緑、青、紫といった「色あい」
- 明度：色の明るさ
- 彩度：色の鮮やかさ

<マンセル色相環>

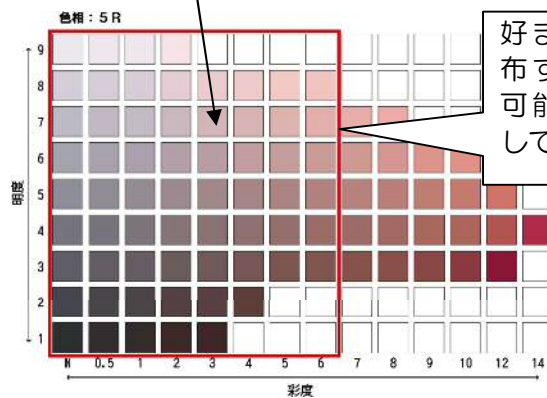


<カラーチャート及び制限の範囲の提示例>

※マンセル値の読み方

- 色相、明度、彩度の3つの属性で表記

5R 7/3
色相 明度 彩度

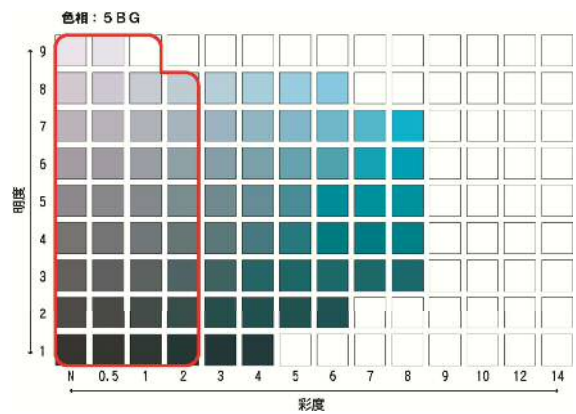
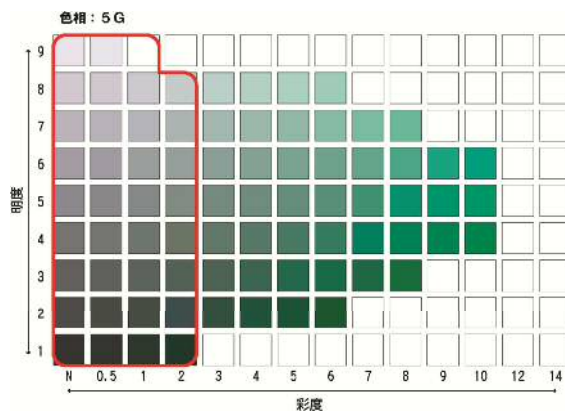
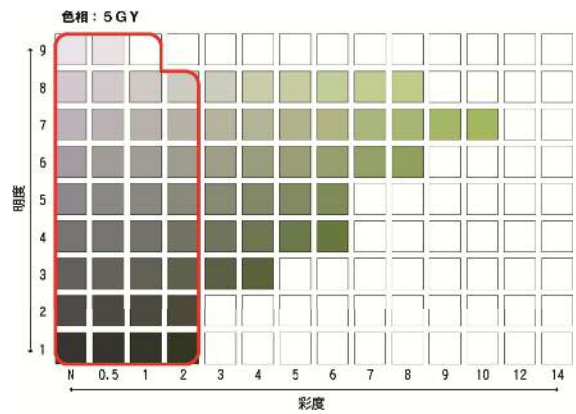
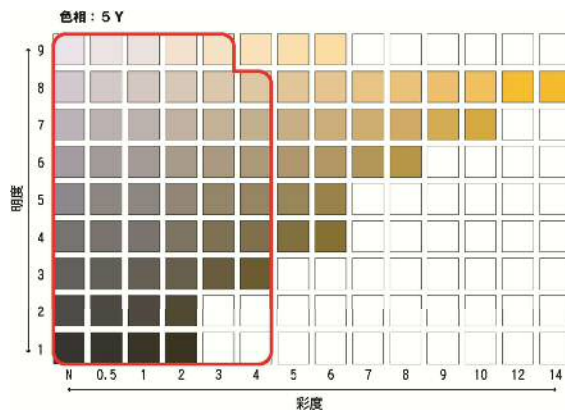
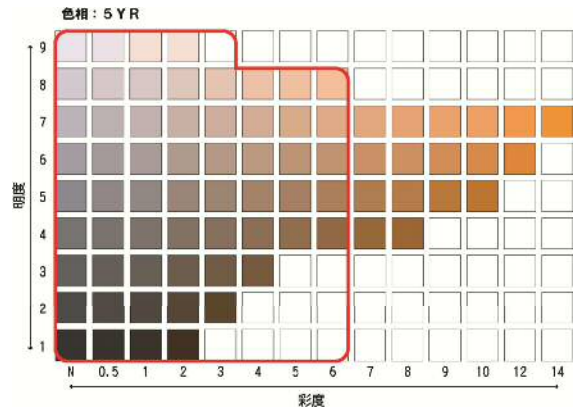
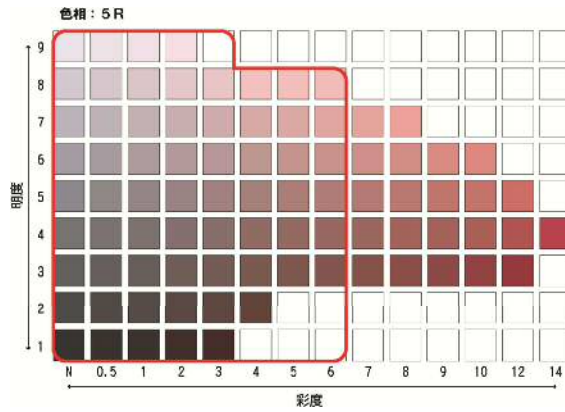


□参考—色彩基準のカラーチャート

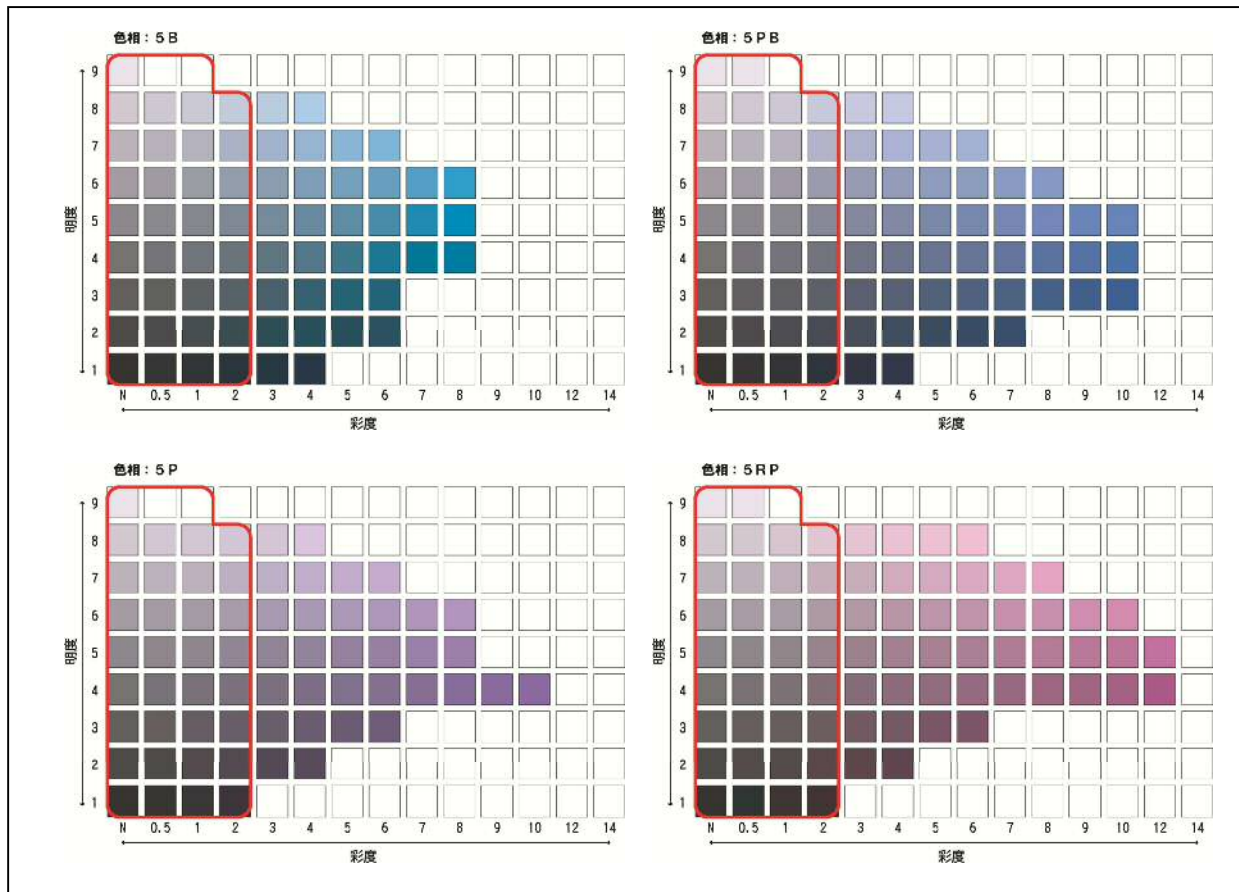
【神山地区景観形成重点ゾーン】

○カラーチャートの見方

- ・各区域で適格となる範囲は、赤線囲み内の色彩となります。
- ・色相の中間色(2.5、7.5、10)は省略しています。



II 計画編



4. 景観重要建造物及び樹木の指定の方針

本市の特徴的な景観の形成に寄与している景観資源や、市民に親しまれている景観資源など、良好な景観づくりを進める上で重要となる景観資源を維持・保全するため、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を指定します。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

道路、その他公共空間から容易に望見することができるもののうち、次に示す事項に該当する景観形成上重要な建造物（文化財保護法等により指定を受けている文化財を除く）を景観重要建造物として指定することができるものとします。

【指定の方針】

- ・本市発展の歴史・文化を表す建造物
- ・市または地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている建造物
- ・気候風土に根ざした特徴的な形態意匠を有する建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

道路、その他公共空間から容易に望見することができるもののうち、次に示す事項に該当する景観形成上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができるものとします。

【指定の方針】

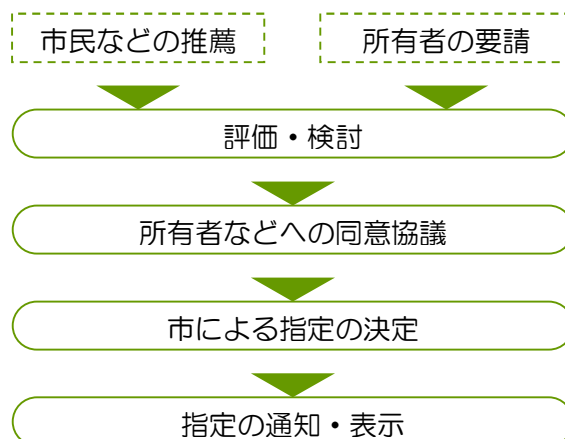
- ・市または地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている樹木
- ・外観(樹高や樹形など)に特徴があり、良好な景観づくりに寄与する樹木
- ・気候風土に根ざした特徴的な外観を有する樹木
- ・地域に古くから立っている樹木で、放置すればその維持や保全が困難なものとなる樹木

(3) 指定に係る手続き

指定は、所有者からの要請、その他市民などからの推薦を受け、市が評価・検討し、指定が適当と評価された建造物または樹木を「候補リスト」に登録します。

この候補リストから、所有者の同意などの手続きを経て、市が指定することとします。

図 指定の流れ



5. 屋外広告物の表示及び

屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

(1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

屋外広告物は、高さが高い、表示面の面積が大きい、あるいはげげげしい色彩となっている場合などに周辺の景観との調和を欠くほか、本市の景観特性でもある良好な眺望景観や歴史文化的な景観を損ねるおそれがあります。

一方で、市民や来訪者に多くの情報を提供するとともに、その形態意匠によっては街並みに賑やかな印象を与えるだけでなく、歴史文化的な雰囲気醸し出すなど、景観を演出する側面も持っています。

このように、屋外広告物は景観に大きな影響を与えることから、「山梨県屋外広告物条例」の適切な運用を図るとともに、今後必要に応じ、良好な景観の形成に関する方針に基づいた本市独自の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を検討することとします。

(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

①景観計画区域における行為の制限

○良好な景観の形成に関する方針に示す景観形成を進めるため、山梨県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさなどを適切に誘導します。

②景観形成重点ゾーンにおける行為の制限

○景観形成重点ゾーンにおいて、屋外広告物の掲出等の行為の制限が特に必要な場合は、位置、形状、高さ、表示面の大きさ、素材、色彩などについて市独自の基準の導入を検討します。

③景観保全型広告規制地区制度の活用

○景観上重要と考えられる地区においては、良好な景観形成を図るため、県の屋外広告物条例に基づき、景観保全型広告規制地区の指定を検討します。

6. 景観重要公共施設等の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定

① 指定の基本的な方針

道路や河川、都市公園等の公共施設は、日常的に目にふれる機会が多く、また市民共有の財産でもある「公共性」や、整備された道路などに沿って街並みが形成されるなど、景観を発生・成立させる「基盤性」を持っています。

このため、これら公共施設自体の景観への配慮は大変重要であり、また、行政が景観形成を先導していく役割を担うことが、協働による景観づくりには不可欠であるため、今後必要に応じ、良好な景観形成に寄与すべき公共施設を「景観重要公共施設」として指定することを検討します。

② 指定することが望まれる公共施設（案）

景観重要公共施設として今後指定を検討する公共施設は、本市の景観構造を構成する拠点や骨格に対応した次の施設を想定します。

【道路】		
・中央自動車道	・国道20号	
・国道52号	・国道141号	
・主要地方道韮崎昇仙峡線	・主要地方道甲府韮崎線	
・主要地方道茅野北杜韮崎線	・主要地方道韮崎南アルプス中央線	
・一般県道島上条宮久保絵見堂線	・一般県道武田八幡神社線	
・一般県道甘利公園線	・一般県道北原下条南割線	など
【河川】		
・釜無川	・塩川	
・御勅使川	・徳島堰	など
【都市公園等】		
・韮崎中央公園	・銀河鉄道展望公園	など

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針(案)

景観重要公共施設の整備に際しては、景観形成上の重要性を踏まえ、次の方針（案）により行うことを、それぞれの管理者と協議の上、決定します。

区分		方針
景観重要公共施設	道路	<p>道路の改良等を行う場合には、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路の構造や仕上げは、歩行者の安全性や快適性に配慮しながら、歴史文化的な街並みや緑地、農地、水辺など、周辺の景観と調和したものとする。 ○舗装面は、必要に応じて沿道の特性にみあった形態意匠や素材とする。 ○信号機などの交通安全施設や標識などは、統一感のある形態意匠や色彩とする。また、眺望点の周辺においては、眺望景観に配慮した配置とする。 ○沿道に残る自然環境や歴史的建造物の保全を図る。 ○沿道の特性に応じ、特に良好な景観の形成が必要となる場合は、電線類の地中化を進める。 ○できる限り街路樹や植栽帯の整備に努める。また市民との協働による緑化を推進する。
	河川	<p>河川を整備する場合には、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○治水上の安全性などを適切に確保しつつ、できる限り自然的景観になじむ自然素材を活用する。 ○堤外地に施設等を配置する場合には、周辺の良好な自然環境に調和した形態意匠や素材とする。
	都市公園等	<p>公園を整備する場合には、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法面、擁壁などの構造物は、できる限り緑化による修景を図る。 ○周辺の植生分布を考慮しつつ、四季を通じて花木を楽しむことができる植栽に配慮する。 ○休憩施設やトイレなどの園内施設については、周辺の景観に調和する素材や形態意匠とする。 ○案内板などは、周辺の景観に調和した素材や形態意匠、配置とする。

(3) 景観重要公共施設の許可の基準(案)

①道路の許可の基準

景観重要公共施設である道路内において、電柱や公衆電話、広告塔などの工作物の道路占用許可を行う場合は、次の事項を許可の基準とすることを、それぞれの管理者と協議の上、決定します。

【道路の許可の基準】

- ・形態意匠は、舗装面、その他道路内施設と統一感のあるものとする。
- ・色彩は、その他の道路内施設と調和し、できる限り統一する。
- ・街並みの見通しや良好な眺望の妨げとならない位置に配置する。
- ・電線類の地中化をした区間は、新たな占用を制限する。

②河川の許可の基準

景観重要公共施設である河川内において、土地の占用、土石等の採集、工作物の新築、土地の改変などを行う場合は、次の事項を許可の基準とすることを、それぞれの管理者と協議の上、決定します。

【河川の許可の基準】

- ・土地の占用にあたっては、周辺の良い景観を損なわないよう、適切に維持・管理する。
- ・土石等の採集にあたっては、主要な眺望点からの眺望景観を損なわないよう、植栽などにより遮へいする措置を講じる。
- ・工作物の新設等にあたっては、周辺の良い自然環境に調和した形態意匠や素材とするとともに、経年的な変化が見苦しいものとならないよう、適切に維持・管理する。
- ・土地の改変に伴う盛土・切土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面等は緑化などによる修景措置を講じる。

③都市公園等の許可の基準

景観重要公共施設である公園内において、公園管理者以外の者が公園施設を設置する場合、公園施設以外の工作物の占用許可を行う場合は、次の事項を許可の基準とすることを、それぞれの管理者と協議の上、決定します。

【都市公園等の許可の基準】

- ・公園施設の設置にあたっては原地形を生かし、できる限り土地の改変を抑えることに努める。また、できる限り緑地を残すとともに、新たに植栽する場合は、現況植生に配慮する。
- ・公園内の施設は、周辺の自然景観になじむ素材や形態意匠とする。
- ・建築物や工作物は、周辺の自然景観を損なわない高さ・規模・配置とする。

7. 良好な景観づくりを推進するために

(1) 良好な景観づくり推進の考え方

景観は、多様な景観要素で構成されており、公共施設を整備・維持管理する行政による取り組みだけでは、良好な景観づくりを実現することは困難です。このため、市の景観の多くの部分を所有・利用・維持管理する市民、景観に影響を与える活動を行う事業者などの景観形成に関わる主体が適切に役割分担し、連携することが不可欠となっています。

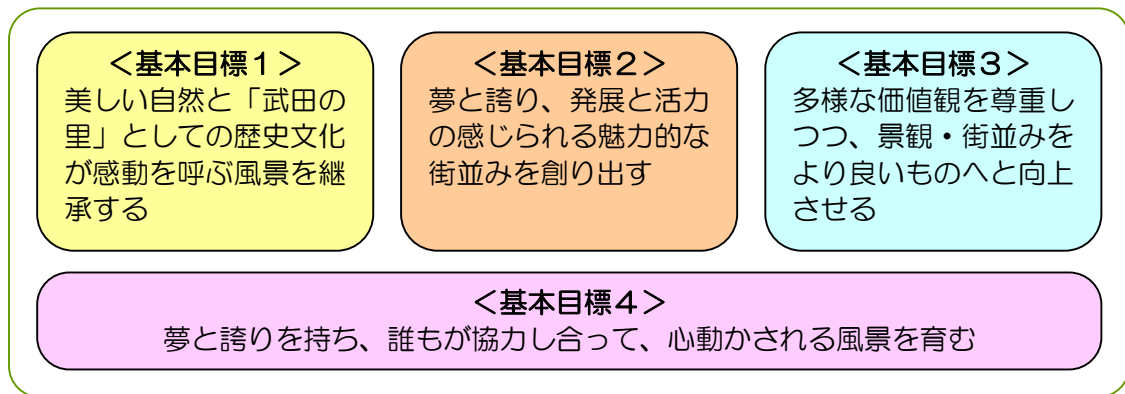
景観づくりを推進する上では、基本目標である「夢と誇りを持ち、誰もが協力し合って、心動かされる風景を育む」という視点に立ち、市民・事業者、行政が協力し合うための基盤となる「推進体制の構築」、市全体として総合的で統一的な取り組みを進めるための基本となる「地域独自のルールづくりへの展開」、行政による「市民等の主体的な取り組みへの支援」の3つを柱とした施策の展開に努めます。

図 景観形成推進の3つの柱

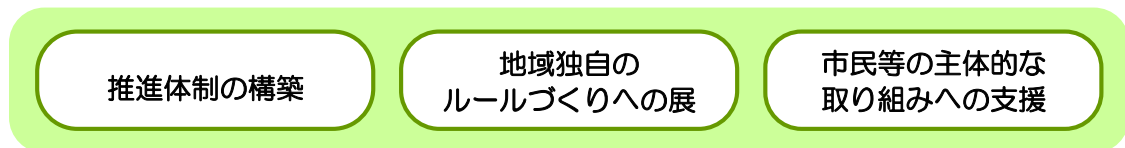
【景観の目標像】

美しい自然と歴史文化を語る風景に心動かされるまち

【景観形成の基本目標】



【良好な景観づくり推進の考え方】



(2) 協働による景観形成の展開イメージ

各主体の役割分担と連携の基本的な考え方を踏まえ、「推進体制の構築」「地域独自のルールづくりへの展開」「市民等の主体的な取り組みへの支援」の3つの柱ごとに、市民・事業者、行政による取り組みとその連携、展開方向を次のように設定します。

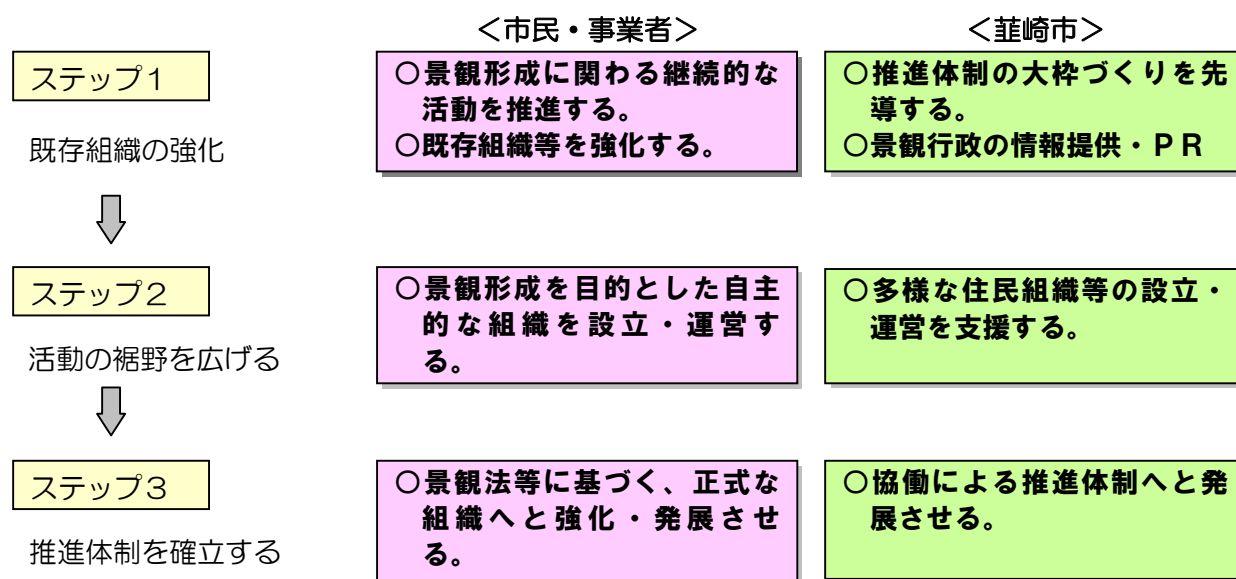
① 「推進体制の構築」の展開イメージ

市は、景観計画等の周知などにより、景観行政の情報提供・PRを通じて市民の意識を高めます。市民・事業者は、既存組織による環境美化・清掃など、現在の地域における活動を継続的に行うことができるよう、これら既存組織の強化を進めます(ステップ1)。

神山地区などのモデル的な地区における景観形成への組織的な活動が、市全体へ波及するよう、市は、既存組織を含めた地域や目的に応じた多様な組織づくりを、様々な側面から支援します(ステップ2)。

市民・事業者は、地域の実情にあった景観形成に関わる活動を行うため、景観法等に基づく組織へと強化・発展させます。また、市は、主体的な活動を行う、これら組織との連携を強化するため、市民・事業者・行政による協働体制を構築します(ステップ3)。

図 「推進体制の構築」の展開イメージ



II 計画編

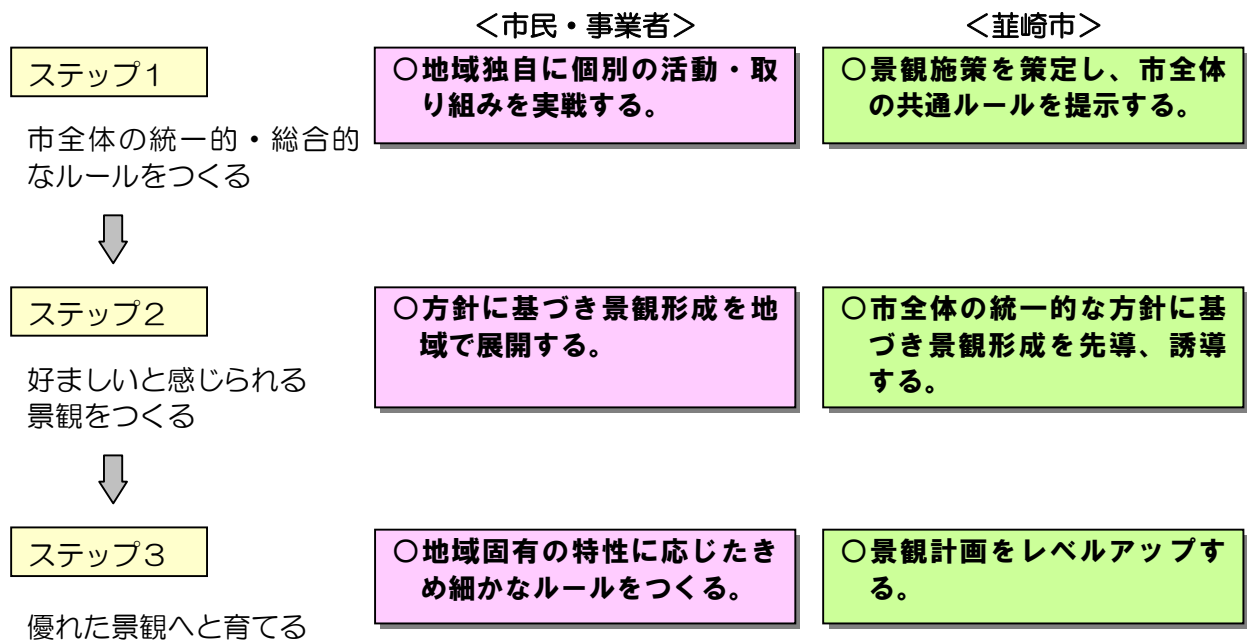
②「地域独自のルールづくりへの展開」の展開イメージ

市全体にわたる総合的で明確な景観形成の共通ルールとしての役割を担う景観計画の実効性を高めるため、景観条例の制定など、本市の実情を踏まえた共通ルール、景観施策全体の枠組みの整備を図ります(ステップ1)。

市は、共通ルールに位置づけられる景観計画を適切に運用し、市民・事業者は、ルールに基づき、地域の景観形成に努めます(ステップ2)。

将来的には、市民・事業者は、地域固有の特性に応じた景観に発展させるためのきめ細やかな「ルール」づくりに努めるとともに、市は、これら市民・事業者の主体的な取り組みを支援するため、景観計画のレベルアップ(見直し等)に努めます(ステップ3)。

図 「地域独自のルールづくりへの展開」の展開イメージ



■ 神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会 開催風景



■ 神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会 小布施町視察

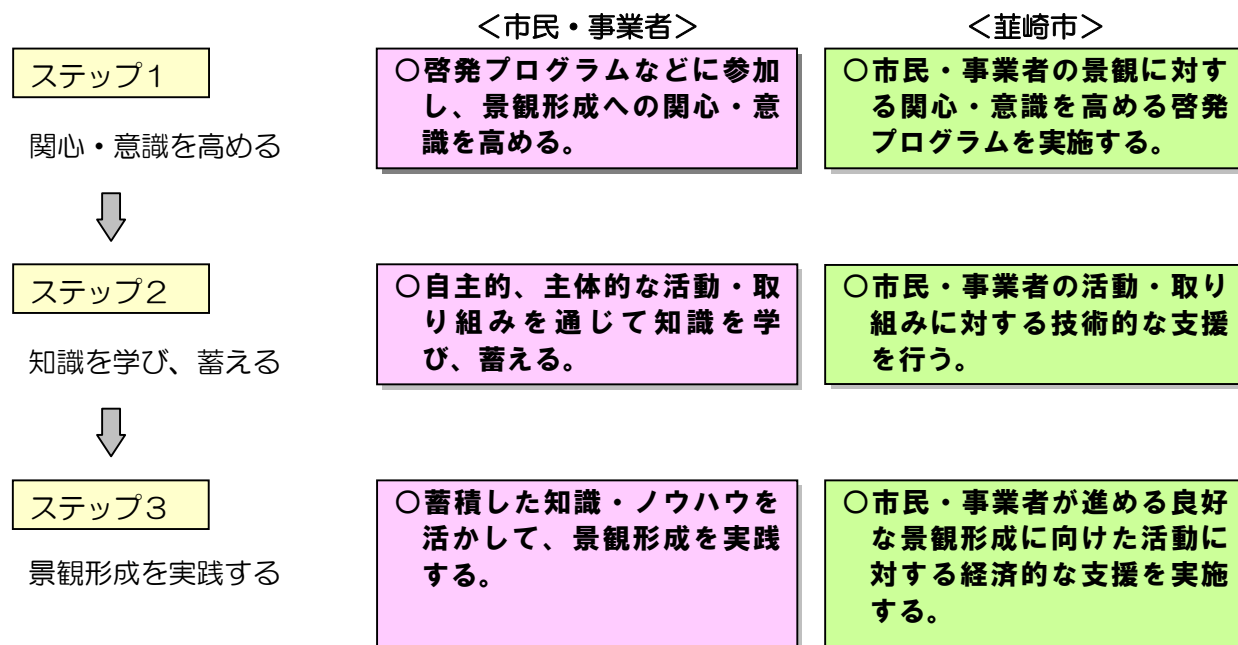
③「市民等の主体的な取り組みへの支援」の展開イメージ

市民・事業者の主体的な取り組みを促すため、市は、景観形成に対する関心や意識を高める施策を推進します(ステップ1)。

市は、市民の関心や意識の高まりに応じて、景観アドバイザーを活用するなど、知識の普及や蓄積を目的とした技術的な側面からの支援に努めます(ステップ2)。

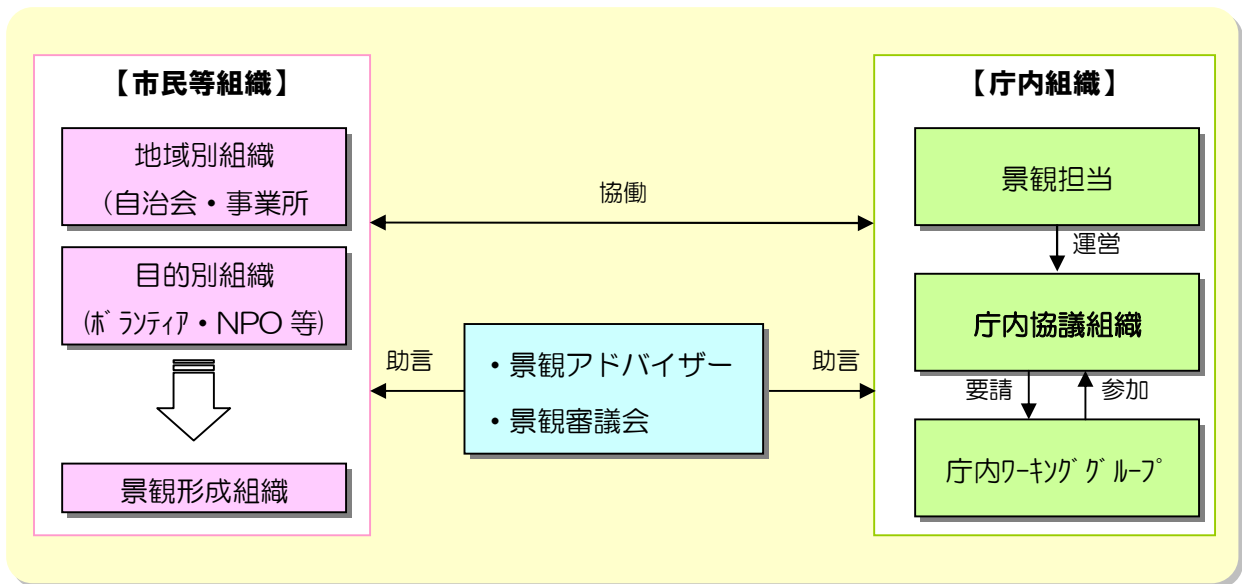
市は、市民・事業者による地域の実情にあった景観形成に関わる活動を支援するため、経済的な支援などの様々な施策の展開を検討します(ステップ3)。

図 「市民等の主体的な取り組みへの支援」の展開イメージ



(3) 目指すべき景観形成推進体制の構築

図 景観形成の推進体制のイメージ



① 市民・事業者が主体となった組織体制の確立

○ 地域別の既存組織を活用する

- ・個人による日常的な清掃活動などを基本に、商店街など既存の地域別の組織による道路の緑化、花壇の設置・維持管理など、公共空間も含めた景観の魅力を高める活動の継続的な実施を促進します。
- ・事業者に対し、事業所単位での景観形成への参加を促進します。

○ 目的別組織を育成する

- ・農地や山林、里山の保全、道路や河川等の公共空間の維持管理など、景観に対する興味や関心などに応じたボランティアなどの目的別の組織と、そのリーダーとなる担い手の育成を進めます。
- ・環境やまちづくりなどに関わる既存のボランティア組織との連携を強化します。
- ・建築士や土木・建築施工などの事業者団体などの既存組織との連携を強化します。

○ 景観形成組織を認定し、取り組みを支援する

- ・市民等の発意による地域独自のルールを定め、景観計画提案を行うことのできる組織として、景観形成組織を認定し、その取り組みを支援します。

② 庁内組織体制の強化

○ 景観担当を設置する

- ・景観法等に基づく届出・審査の事務処理、市民及び事業者に対する行政窓口としての役割のほか、景観に関わる庁内関係課との連絡調整の役割を担う、景観行政を総合的に担当する組織を設置します。

○市内協議組織・市内ワーキンググループを設置する

- ・ 景観に関わる市内の様々な行政分野間の諸案件の連絡調整や情報交換により市内の推進体制を強化するため、各行政分野が参加する組織を設置します。

③協働体制の確立

○協働体制を確立する

- ・ 市は、地域別の組織、目的別の組織及び景観形成組織との、相互の連絡調整・情報交換を通じ、それぞれの取り組みを効果的に連携させるための協働体制を確立します。

○景観アドバイザー制度・景観審議会の設置を検討する

- ・ 景観形成基準への適合審査や景観重要建造物・樹木の指定等手続などのうち、特に重要な案件については、景観に関わる専門的な知識が求められるため、景観施策に関わる重要事項に対する専門的助言を行う役割を担う、景観や建築、環境などの有識者による「景観アドバイザー制度」や「景観審議会」の設置を検討します。

(4)「地域独自のルールづくりへの展開」に向けた取り組み

①景観条例の制定

- ・ 景観施策の統一的、総合的なルールを設定するため、景観法に基づく規定(委任規定)と、市独自の景観形成に必要な規定(独自規定)を定めた(仮称) 韮崎市景観条例を制定します。

<条例の構成例>

○委任規定

- ・ 届出・勧告等の適用除外
- ・ 特定届出対象行為
- ・ 勧告、命令等に係る手続き

○独自規定

- ・ 事前協議制度
- ・ 景観計画提案作成支援制度

○事前協議制度を導入する

- ・ 届出と景観形成基準への適合を審査するという景観法に基づく手続きだけでなく、本市の良好な景観の形成に向けて、市民・事業者・行政が行為の妥当性や望まれる方向性についてともに考える観点から、景観法に基づく届出の前に協議の場を設ける事前協議制度を、市景観条例に定めます。

②地域独自のルールづくり

○景観地区等の指定・決定を検討する

- ・ 地域の特性を活かしたきめ細やかで、実現性の高い景観形成を推進するため、必要に応じて、より担保性の高い景観地区の指定に向けた検討を進めます。
- ・ 景観地区等を決定する場合は、景観地区工作物制限条例や景観地区開発条例など、景観法に基づき必要となる委任条例を制定します。

II 計画編

○景観協定の締結を促進する

- ・景観形成組織などの市民参加による協議・検討を通じ、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細やかなルールを取り決めることが可能な景観協定の締結を促進します。

○都市計画等の見直しを行う

- ・良好な景観形成方針を踏まえ、用途地域の指定や変更、高さの最高限度を定める高度地区の指定など、必要に応じた都市計画の見直しを行います。

(5) 市民等の主体的な取り組みへの支援

①意識を高めるためのプログラムの実施

○景観計画を周知する

- ・協働による良好な景観の形成を推進するため、ホームページ等での公開、パンフレットの配布を通じ、市民・事業者に向けて景観計画を周知します。

○良好な景観資源を選定・指定する

- ・「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」に基づき、対象となる景観資源の指定を進めます。

○良好な景観形成に対する顕彰を検討する

- ・市民や事業者による、主体的・積極的な景観づくりを促すため、優れた建築物や街並みなどの所有者、設計者または施工者や、景観づくりに関わる活動を継続的に行っている模範的な組織などを対象として表彰することを検討します。

②景観形成組織等に対する技術的な支援

- ・地域別及び目的別の組織等が行う景観形成活動に対して、技術的な支援を行うための制度などの設置を検討します。

③景観計画への提案の作成の支援

- ・景観法に定められた景観計画の変更を提案できる制度の有効活用を促し、市民等の発意による景観計画への提案作成を支援するため、「景観形成組織」の認定、活動に係る費用の助成などを行う「景観計画提案作成支援制度」の導入を検討します。

④良好な景観形成に対する助成制度の導入

- ・市民等の積極的な景観形成を支援するため、良好な景観の形成に寄与する活動に対し、活動費用の一部を補助する助成制度の導入を検討します。

■ 資料編

1. 景観計画の策定の経過

本計画は、市民参加による「神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会」、「蕪崎市景観計画策定委員会」、「蕪崎市景観計画策定庁内会議」の開催などを経て策定されました。

日 時		内 容
平成23年	10月4日	第1回 神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会
	11月22日	第1回 蕪崎市景観計画策定庁内会議
	12月22日	第2回 神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会
平成24年	2月7日	第2回 蕪崎市景観計画策定庁内会議
	2月16日	第3回 神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会
	2月27日	第1回 蕪崎市景観計画策定委員会
	5月25日	第3回 蕪崎市景観計画策定庁内会議
	6月26日	第4回 神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会
	7月13日	第2回 蕪崎市景観計画策定委員会
	8月23日	第4回 蕪崎市景観計画策定庁内会議
	10月5日	第3回 蕪崎市景観計画策定委員会
	11月27日	第5回 蕪崎市景観計画策定庁内会議
	12月21日	第4回 蕪崎市景観計画策定委員会
平成25年	1月24日	第5回 神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会 (景観計画(素案)に関する地区説明会)
	2月14日	第6回 蕪崎市景観計画策定庁内会議
	3月8日	第5回 蕪崎市景観計画策定委員会

(1) 神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会

神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会は、歴史的景観な資源等を活用した神山地区のまちづくり全体について協議する市民主体の会議であり、本計画の策定に際し、神山地区固有の景観づくりのあり方等をテーマに5回開催しました。

①委員名簿（敬称略・順不同）

委員名	地区名等
功刀 能文	武田地区
功刀 譲	武田地区
小松 善幸	武田地区
清水 聡	武田地区
清水 裕子	武田地区
嶋田 均	武田地区（神山公民館主事）
石原 済	武田地区
内藤 佑介	北宮地地区（神山公民館長）
内藤 守	北宮地地区（北宮地区長）
内藤 誠二	北宮地地区
保阪 三郎	鍋山地区
功刀 重文	鍋山地区
樋口 治元	鍋山地区
大村早百合	鍋山地区

②開催内容

日 時	開催内容
第1回 平成23年10月4日	○葦崎市歴史文化基本構想（神山町の歴史文化資源を活用したまちづくり基本構想）についての説明 ○意見交換
第2回 平成23年12月22日	○小布施市現地視察 ○視察の感想・意見交換 ○景観法、景観計画の概要とその活用方法・事例の説明 ○神山地区の景観づくりに向けて「行いたいこと」についての意見交換（ワークショップ）
第3回 平成24年2月16日	○地域資源を活かした景観づくりの進むべき方向性について前回のまとめ・ふり返り ○「葦崎市歴史文化基本構想」、葦崎市の景観計画の考え方についての説明 ○県景観条例、北杜市、南アルプス市の考え方、具体的な届出対象行為・景観形成基準の紹介
第4回 平成24年6月26日	○景観計画（素案）についての説明 （景観計画骨子案、景観計画区域、良好な景観の形成に関する方針、神山地区を対象としたアンケート調査結果） ○地域資源を活かした景観づくりに必要なルールについての意見交換（ワークショップ）
第5回 平成25年1月24日	○景観計画（素案）についての説明 （策定経緯、今後の予定、景観計画における神山町の位置づけ、神山町のまちづくりの方向性、アンケート調査結果） ○意見交換



■ 開催風景

(2) 韮崎市景観計画策定委員会

韮崎市景観計画策定委員会は、学識経験者、関係団体代表者、市民代表者等により構成される会議であり、韮崎市景観計画素案について、検討・協議を行いました。

①委員名簿（敬称略・順不同）

委員名	所属
◎石井 信行	山梨大学大学院 准教授
○進藤 哲雄	山梨県建築士事務所協会 会長
山口 雅典	山梨県美しい県土づくり推進室 室長
内藤 久夫 (高野 豊村)	韮崎市商工会 会長
小林 徹	韮崎市農業委員会 委員長
標 さか江	女性団体連絡協議会
小野 曜	韮崎市観光協会 会長
嶋津 誠	東京電力(株)山梨支店甲府支社韮崎営業センター 所長
長嶋 勇次 (河野 雅一)	(株)NTT東日本-山梨 総務部総務課長
浅川 人司	東京エレクトロン山梨(株) 総務部業務管理グループリーダー
向山 正俊	地区長連合会 会長
嶋田 均	神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会
清水 裕子	神山の歴史と景観でおりなすまちづくり懇談会

※「◎」は委員長、「○」は副委員長。()内は前任者。

②検討・協議内容

日 時	検討・協議内容
第 1 回 平成24年 2 月27日	(1) 蕪崎市景観計画の策定方針について
第 2 回 平成24年 7 月13日	(1) 景観計画骨子案について (2) 景観計画区域について (3) 良好な景観の形成に関する方針について (4) 景観計画策定に関するアンケート実施について
第 3 回 平成24年10月 5 日	(1) 策定委員会意見への対応方針について (2) 良好な景観の形成に関する方針について (3) 行為の制限に関する事項について (4) 景観重要建造物及び樹木の指定の方針について (5) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限について (6) 景観重要公共施設等の整備に関する事項について (7) 推進方策について
第 4 回 平成24年12月21日	(1) 蕪崎市景観計画（素案）について (2) 景観条例（案）について
第 5 回 平成25年 3 月 8 日	(1) パブリックコメントの結果について (2) 蕪崎市景観計画（素案）について



■ 開催風景

(2) 韮崎市景観計画策定委員会

韮崎市景観計画策定庁内会議は、庁内関係課の代表者により構成される会議であり、韮崎市景観計画素案について、検討・協議を行いました。

①委員名簿（敬称略・順不同）

委員名	所 属
樋口 治元	政策秘書課 秘書担当
小澤 登	農林課 農林振興担当（建設課 都市計画担当【景観計画事務局】）
高添 直哉	農林課 農林土木担当
貝瀬 寛也	商工観光課長補佐 観光担当
東條 匡志	建設課 建設土木担当
保坂 武資	建設課 道水路維持担当
千野 晃	建設課 建築営繕担当
大村早百合	教育課 学校教育担当（政策秘書課 秘書担当）
五味 秀雄	企画財政課長
大石 智久 （藤巻 明雄）	企画財政課長補佐 企画推進担当（商工観光課 観光担当）
千塚 祐樹 （佐藤 道平）	企画財政課 企画推進担当
下村 貞俊	教育課長
山下 孝司	教育課長補佐 文化財担当
閨間 俊明	教育課 生涯学習担当
中嶋 尚夫 （横森 貢）	建設課長【景観計画事務局】
保阪 昌春	建設課 都市計画担当【景観計画事務局】（農林課 農林振興担当）
高山 健一	建設課 都市計画担当【景観計画事務局】

※（ ）内は前任者及び前所属。

②検討・協議内容

日 時	検討・協議内容
<p>第 1 回 平成23年11月22日</p>	<p>(1) 景観計画策定の趣旨等・策定スケジュールについて (2) 景観法及び景観計画について (3) 景観基礎調査の結果について</p>
<p>第 2 回 平成24年 2 月 7 日</p>	<p>(1) 第 1 回庁内会議での意見等への対応について (2) 良好な景観の形成に向けた課題について (3) 景観計画の策定方針について</p>
<p>第 3 回 平成24年 5 月25日</p>	<p>(1) 景観計画骨子案について (2) 景観計画区域について (3) 良好な景観の形成に関する方針について</p>
<p>第 4 回 平成24年 8 月23日</p>	<p>(1) 策定委員会等意見への対応方針について (2) 行為の制限に関する事項について (3) 景観重要建造物及び樹木の指定の方針について (4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限について (5) 景観重要公共施設等の整備に関する事項について (6) 推進方策について</p>
<p>第 5 回 平成24年11月27日</p>	<p>(1) 韮崎市景観計画（素案）について (2) 景観条例（案）について</p>
<p>第 6 回 平成25年 2 月14日</p>	<p>(1) パブリックコメントの結果について (2) 韮崎市景観計画（素案）について</p>

2. 用語集

あ

○アクセント

強調したい部分や人目を引きつけようとする点、変化をつける点。

○アドバイザー

専門知識・経験を有する専門家で助言等を行う者。

○意匠（いしょう）

建築物や工作物などの形状・模様・色彩などを工夫した装飾・デザイン。

○屋外広告物（おくがいこうこくぶつ）

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物法第2条）。

か

○勧告（かんこく）

ある行動をとるように説きすすめること。

○景観アドバイザー制度（けいかんアドバイザーせいど）

市町村の景観づくりを支援するため、景観工学、色彩、都市計画、サインデザイン、まちづくり等の専門家を助言者（景観アドバイザー）として派遣する制度

○景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）

景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体。

○顕彰（けんしょう）

功績や善行などをたたえて広く世間に知らしめること。

○国立公園（こくりつこうえん）

我が国の風景を代表する自然の風景地であり、自然公園法の規定により指定する公園。

さ

○サイン

目的の場所や施設まで案内・誘導するための標識・地図・案内誘導板等。

○里山（さとやま）

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

○自然環境保全地区（しぜんかんきょうほぜんちく）

優れた自然環境等を保全することが必要であり、山梨県自然環境保全条例に基づいて指定する地域。

○自然記念物（しぜんきねんぶつ）

動物、植物、地質鉱物等で住民に親しまれているもの、ゆい緒のあるもの又は学術的価値のあるもののうち、将来にわたって保存する必要がある、山梨県自然環境保全条例に基づいて指定するもの。

○自然公園（しぜんこうえん）

優れた美しい自然の風景地を保護していくと共に、その中で自然に親しみ、野外リクリエーションを楽しむことができるように自然公園法の規定により指定する公園。

○自然造成地区（しぜんぞうせいちく）

緑地の造成、沿道の修景その他自然環境の積極的な造成、改善を図る必要がある、山梨県自然環境保全条例に基づいて指定するもの。

○自然保存地区（しぜんほぞんちく）

自然環境保全法に規定する自然環境保全地域に準じる地域のうち、貴重な自然状態を保ち、又は学術上重要な意義を有するため、現状のままの自然状態を将来にわたって保存する必要がある、山梨県自然環境保全条例に基づいて指定するもの。

○総合計画（そうごうけいかく）

地方自治体が策定する全ての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。
本市においては、平成21年3月に「第6次長期総合計画」が策定されている。

た

○都市計画区域（としけいかくくいき）

人や物の動き、都市の発展、地形等からみて、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域として都道府県が指定するもの。都市計画区域内では、都市計画法と建築基準法に基づき、各種制度を活用することにより、計画的なまちづくりが可能となる。

○都市計画マスタープラン（としけいかくマスタープラン）

市町村が将来の都市づくりの目標や方針を総合的にまとめた、都市計画の指針となる計画。（都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称）
本市においては、平成19年3月に「韮崎市都市計画マスタープラン」が策定されている。

な

○ネットワーク

網目状に結びついている状態。

○農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）

農業の近代化、公共投資の計画的推進等、総合的に農業の振興を図る必要がある、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、県が指定する地域。

○農用地区域（のうようちくいき）

農業振興地域において農業上の利用を確保する必要がある、農業振興地域整備計画において定める区域。区域内の土地は農業以外の土地利用が制限されるだけでなく、農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地のいずれかに指定された用途以外の土地利用も制限される。

○法面（のりめん）

切土や盛土により作られる人工的な斜面。道路整備や宅地造成などに伴う掘削や盛土などにより形成される。

は

○パノラマ

四方の風景を遠くまで見晴らすこと。

○パブリックコメント

計画等の案を公表し、広く公（パブリック）に意見・情報・改善案（コメント）などを求める手続。

○バリアフリー

障害のある人や高齢者などが生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り去ること。

○保安林（ほあんりん）

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

○ボランティア

自発的に自由意思で奉仕行為などを行うこと。

ま

○マスタープラン

基本計画、基本設計。

○緑の基本計画（みどりのきほんけいかく）

市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。本市においては、平成14年8月に策定されている。

や

○用途地域（ようちいき）

土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、都市計画法により、建築物の用途の制限と建築物の建て方のルールが定められている地域。

○擁壁（ようへき）

切土や盛土などによる土圧を支えて、土の崩れを防ぐために設置する構造物、壁。

ら

○歴史景観保全地区（れきしけいかんほぜんちく）

歴史的又は郷土的に特色のある地域のうち、その特色を保持するための自然環境を保全する必要があり、山梨県自然環境保全条例に基づいて指定するもの。

○歴史文化基本構想（れきしぶんかきほんこうそう）

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、市町村が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となる。

本市においては、平成23年3月に「韮崎市歴史文化基本構想」が策定されている。